

官報号外

平成二十八年三月二十三日

○国第九十回 参議院会議録第十四号

平成二十八年三月二十三日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十四号

平成二十八年三月二十三日

午前十時開議

第一 社会福祉法等の一部を改正する法律案

(第八十九回国会内閣提出衆議院送付)

第二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名

以下 議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。

この際、中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名についてお諮りいたします。

内閣から、中央選挙管理会委員五名の任命について、本院の議決による指名を求めてまいりました。

本委員を指名するときは、併せて同予備委員を指名することとなつております。

よつて、これより中央選挙管理会委員及び同予備委員各五名の指名を行いたいと存じます。

つきましては、中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名は、いずれも議長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

よつて、議長は、

中央選挙管理会委員に神崎浩昭君、高部正男

君、佐藤泰介君、橋本文彦君及び佐々木憲昭君

を、

また、同予備委員に元宿仁君、久米晃君、尾崎

智子君、遠藤乙彦君及び吉井英勝君を、

それぞれ指名いたしました。

〔投票開始〕
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。
〔投票終了〕
○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕
○議長(山崎正昭君) 次に、情報公開・個人情報保護審査会委員に池田陽子君及び渡井理佳子君を、公認会計士・監査審査会委員に吉田慶太君、山田辰己君及び八木和則君を、行政不服審査会委員に小早川光郎君を任命することについて採決をいたしました。

〔投票開始〕
○議長(山崎正昭君) 次に、情報公開・個人情報保護審査会委員に吉田広司君、石津寿恵君及び中西敬子君を、情報公開・個人情報保護審査会委員に岡田雄一君、白井玲子君、岡島敦子君、池田綾子君、秋定裕子君、下井康史君及び中川丈久君を、公認会計士・監査審査会委員に山下徹士君を、同委員に松井隆幸君、木村明子君、徳賀芳弘君、佐藤淑子君、淵田康之君及び水口啓子君を、行政不服審査会委員に市村陽典君、戸谷博子君、伊藤浩君、大橋洋一君、中山ひとみ君、成瀬純子君及び山田博君を、中央更生保護審査会委員に松浪克文君を任命することについて採決をいたしました。

〔投票終了〕
○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票開始〕
○議長(山崎正昭君) 次に、行政不服審査会委員に戸塚誠君を任命することについて採決をいたしました。

〔投票終了〕
○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票開始〕
○議長(山崎正昭君) 次に、行政不服審査会委員に戸塚誠君を任命することについて採決をいたしました。

〔投票終了〕
○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票開始〕
○議長(山崎正昭君) 次に、行政不服審査会委員に戸塚誠君を任命することについて採決をいたしました。

〔投票終了〕
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。
〔投票終了〕
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。
〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

二百三十四
二百三十一
四

よつて、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 次に、日本銀行政策委員会審議委員に櫻井眞君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 聞もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票ボタン〕

○議長(山崎正昭君) 聞もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 聞もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票ボタン〕

○議長(山崎正昭君) 日程第一 社会福祉法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会内閣提出衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長三原じゅん子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○三原じゅん子君 ただいま議題となりました法

す。○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。本案を委員長報告のとおり修正議決報告でござります。

投票総数
賛成
反対

二百三十一
一百三十九
十四

よつて、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票ボタン〕

○議長(山崎正昭君) 日程第二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長佐藤正久君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給額を改定すること等について規定するものであります。

委員会におきましては、在外公館の整備拡充の在り方、防衛駐在官の派遣体制の強化、シリアにおける邦人ジャーナリスト行方不明事案への対応状況、在外基本手当の基準額の算定根拠、在外職員の健康管理の取組状況等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたしました。

午前十時十六分散会

ます。

在勤基本手当の基準額を改定すること、在外公館

過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、在外公館として在ニウエ日本国大使館及び在ベンガルール日本国総領事館を新設すること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の

官報(号外)

出席者は左のとおり。

議員

副議長

正昭君

石田 熊谷 宇都 岩井 茂樹君 隆史君 昌宏君

牧野たかお君 大家敏志君 上野通子君

森本 真治君 石上俊雄君 安井美沙子君 仁彦君

磯崎 哲史君 小池晃君 福山哲郎君 主演了君

羽田雄一郎君 沢山吉川君 正行君 前田武志君

増子輝彦君 井上哲士君 光美君 稔君

清水 河野 貴之君	義博君 健史君	藤巻 平木 儀間	石川 宮本 中山
河野 貴之君	義博君 健史君	藤巻 平木 儀間	石川 宮本 中山

佐々木さやか君 和田政宗君	佐々木さやか君 和田政宗君	佐々木さやか君 和田政宗君	和田政宗君
佐々木さやか君 和田政宗君	佐々木さやか君 和田政宗君	佐々木さやか君 和田政宗君	和田政宗君

和田政宗君	和田政宗君	和田政宗君	和田政宗君
和田政宗君	和田政宗君	和田政宗君	和田政宗君

宇都熊谷 宇都熊谷 宇都熊谷 宇都熊谷			
宇都熊谷 宇都熊谷 宇都熊谷 宇都熊谷			

牧野たかお君 大家敏志君 上野通子君	牧野たかお君 大家敏志君 上野通子君	牧野たかお君 大家敏志君 上野通子君	牧野たかお君 大家敏志君 上野通子君
牧野たかお君 大家敏志君 上野通子君	牧野たかお君 大家敏志君 上野通子君	牧野たかお君 大家敏志君 上野通子君	牧野たかお君 大家敏志君 上野通子君

森本真治君 石上俊雄君 安井美沙子君 仁彦君			
森本真治君 石上俊雄君 安井美沙子君 仁彦君			

磯崎哲史君 小池晃君 福山哲郎君 主演了君			
磯崎哲史君 小池晃君 福山哲郎君 主演了君			

又市征治君 嘉隆君 亮子君 元裕君			
又市征治君 嘉隆君 亮子君 元裕君			

羽田雄一郎君 沢山吉川君 正行君 前田武志君			
羽田雄一郎君 沢山吉川君 正行君 前田武志君			

議長の報告事項
去る十六日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員	内閣委員	内閣委員	内閣委員
内閣官房副長官	内閣官房副長官	内閣官房副長官	内閣官房副長官
厚生労働大臣	厚生労働大臣	厚生労働大臣	厚生労働大臣
前田武志君	前田武志君	前田武志君	前田武志君

福岡松本	福岡松本	福岡松本	福岡松本
岸田	岸田	岸田	岸田
柳澤	柳澤	柳澤	柳澤
井上	井上	井上	井上

外交防衛委員	辞任 北澤 俊美君	補欠 柳澤 光美君	決算委員	辞任 清水 貴之君
財政金融委員	辞任 中川 雅治君	補欠 吉川 ゆうみ君	儀間 光男君	辯任 寺田 典城君
厚生労働委員	辞任 井原 巧君	補欠 木村 義雄君	行政監視委員	辯任 山口 和之君
農林水産委員	辞任 石橋 通宏君	補欠 江田 五月君	議院運営委員	辯任 又市 征治君
農林水産委員	辞任 小西 洋之君	補欠 野田 国義君	議院運営委員	辯任 山田 太郎君
農林水産委員	辞任 西村 まさみ君	辯任 二之湯 智君	災害対策特別委員	辯任 同日議長において、次のとおり特別委員の辯任を許可し、その辯欠を指名した。 同日議長において、次のとおり常任委員の辯任を許可し、その辯欠を指名した。
農林水産委員	辞任 吉川 ゆうみ君	辯任 中川 雅治君	農林水産委員	辯任 中川 雅治君
農林水産委員	辞任 柳澤 光美君	辯任 柳澤 光美君	農林水産委員	辯任 北澤 俊美君
経済産業委員	辞任 吉川 ゆうみ君	辯任 北澤 俊美君	経済産業委員	辯任 北澤 俊美君
国土交通委員	辞任 柳澤 光美君	辯任 小西 洋之君	国土交通委員	辯任 中川 雅治君
国家基本政策委員	辞任 野田 国義君	辯任 西村 まさみ君	国家基本政策委員	辯任 北澤 俊美君
予算委員	辞任 儀間 光男君	辯任 室井 邦彦君	予算委員	辯任 二之湯 智君
予算委員	辞任 神本 美恵子君	辯任 石上 櫻井	予算委員	辯任 西村 まさみ君
予算委員	辞任 田中 直紀君	辯任 紙 清水	予算委員	辯任 田城 郁君
予算委員	辞任 吉良 よし子君	辯任 室井 邦彦君	予算委員	辯任 幸久 俊雄君
予算委員	辞任 寺田 典城君	辯任 川田 龍平君	予算委員	辯任 大塚 耕平君
予算委員	辞任 中山 恭子君	辯任 和田 政宗君	予算委員	辯任 西村 まさみ君
予算委員	辞任 松田 公太君	辯任 山口 和之君	予算委員	辯任 西村 まさみ君
予算委員	辯任 又市 征治君	辯任 福島 みづほ君	予算委員	辯任 西村 まさみ君
第一五号)				
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 國家公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十六名提出)(衆第一三号) 外九名発議(參第三号)			農林水産委員	辯任 二之湯 智君
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 國家公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十六名提出)(衆第一四号) 國家公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十六名提出)(衆第一四号) 公務員厚生法案(大島敦君外十六名提出)(衆第一五号)			農林水産委員	辯任 吉川 ゆうみ君
外交防衛委員	辯任 高階 恵美子君	辯任 藤田 幸久君	決算委員	辯任 小西 洋之君
外交防衛委員	辯任 吉川 ゆうみ君	辯任 柳澤 光美君	決算委員	辯任 北澤 俊美君
外交防衛委員	辯任 江田 五月君	辯任 井原 巧君	決算委員	辯任 中川 雅治君
外交防衛委員	辯任 田城 郁君	辯任 北澤 俊美君	決算委員	辯任 柳澤 光美君
外交防衛委員	辯任 野田 国義君	辯任 西村 まさみ君	決算委員	辯任 二之湯 智君
外交防衛委員	辯任 藤田 幸久君	辯任 江田 五月君	決算委員	辯任 西村 まさみ君
外交防衛委員	辯任 高階 恵美子君	辯任 井原 巧君	決算委員	辯任 西村 まさみ君
外交防衛委員	辯任 吉川 ゆうみ君	辯任 柳澤 光美君	決算委員	辯任 西村 まさみ君
外交防衛委員	辯任 江田 五月君	辯任 北澤 俊美君	決算委員	辯任 西村 まさみ君
外交防衛委員	辯任 田城 郁君	辯任 西村 まさみ君	決算委員	辯任 西村 まさみ君
外交防衛委員	辯任 野田 国義君	辯任 中川 雅治君	決算委員	辯任 西村 まさみ君
外交防衛委員			決算委員	
行政監視委員	辯任 谷合 正明君	辯任 白 相原 久美子君	行政監視委員	辯任 白 相原 久美子君
行政監視委員	辯任 正明君	辯任 白 相原 久美子君	行政監視委員	辯任 白 相原 久美子君
行政監視委員			行政監視委員	
農林水産委員	辯任 荒木 清實君	辯任 田中 直紀君	農林水産委員	辯任 荒木 清實君
農林水産委員	辯任 荒木 清實君	辯任 広田 一君	農林水産委員	辯任 荒木 清實君
農林水産委員			農林水産委員	

報 (号外)

議院運営委員 辞任 西村まさみ君	補欠 石上 俊雄君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 辞任 仁比 聰平君	補欠 大門実紀史君
地方・消費者問題に関する特別委員 辞任 太田 房江君	馬場 成志君
森 まさこ君 若林 健太君 小西 洋之君 斎藤 嘉隆君 河野 義博君 倉林 明子君	舞立 升治君 井原 巧君 石上 俊雄君 那谷屋 正義君 荒木 清寛君 仁比 聰平君
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案 (閣法第一三号)	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した (第八九号) 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律
履用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第九号) 同日衆議院から、本院の送付した次の衆議院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外國公館等及び原子力事業所の飛行の禁止に関する法律案(第百八十九回国会衆議院提出、本院継続審査)	同日衆議院議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(中島克仁君外八名提出)
農林水産委員 辞任 高橋 克法君	高階恵美子君 古賀友一郎君
同日衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。 同日衆議院議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 辞任 大門実紀史君	西田 実仁君 厚生労働委員 辞任 井原 巧君 藤田 通宏君 小池 幸久君 西村まさみ君 辰巳孝太郎君
経済産業委員 辞任 長浜 博行君	鴻池 祥肇君 野村 哲郎君 山本 一太君 江田 五月君
国土交通委員 辞任 辰巳孝太郎君	石橋 通宏君
環境委員 辞任 杉 久武君	岩井 茂樹君 大冢 敏志君 藤川 政人君 柳田 稔君
予算委員 辞任 西田 實仁君	西田 實仁君
外交防衛委員 辞任 高階恵美子君	藤本 祐司君 田中 直紀君 広田 一君 井上 哲士君 吉田 智子君 小野 真勲君 山田 太郎君 吉田 忠智君 小野 広幸君 川田 龍平君 アントニオ猪木君 福島みづほ君 平野 達男君
決算委員 辞任 田中 直紀君	井原 巧君 中川 雅治君 野村 哲郎君 片山虎之助君 荒井 光男君 小野 智子君 吉田 光男君 山田 太郎君 吉田 忠智君 小野 広幸君 川田 龍平君 アントニオ猪木君 福島みづほ君 平野 達男君
政府開発援助等に関する特別委員 辞任 岩井 茂樹君	吉川 ゆうみ君 豊田 俊郎君 上月 良祐君 二之湯武史君 小西 洋之君 斎藤 嘉隆君 河野 義博君 倉林 明子君
沖縄及び北方問題に関する特別委員 辞任 鴻池 祥肇君	山下 雄平君 高野光二郎君 井上 義行君 柳田 稔君
内閣監視委員 辞任 井上 哲士君	井原 巧君 中川 雅治君 野村 哲郎君 片山虎之助君 荒井 光男君 吉田 智子君 小野 真勲君 山田 太郎君 吉田 忠智君 小野 広幸君 川田 龍平君 アントニオ猪木君 福島みづほ君 平野 達男君
東日本大震災復興及び原子力問題特別委員 辞任 愛知 治郎君	吉川 ゆうみ君 豊田 俊郎君 上月 良祐君 二之湯武史君 小西 洋之君 斎藤 嘉隆君 河野 義博君 倉林 明子君
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案(初鹿明博君外八名提出)衆第一六号 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第一七号) 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法 案(谷川弥一君外十五名提出)(衆第一八号)	大野 泰正君

官報 (号外)

国土交通委員 辞任 大門実紀史君		地方・消費者問題に関する特別委員 辞任 上月 良祐君
環境委員 辞任 西田 実仁君		補欠 辰巳孝太郎君
予算委員 辞任 藤本 祐司君		補欠 杉 久武君
相原久美子君		補欠 馬場 成志君
二之湯武史君		吉川ゆうみ君
井上 哲士君		若林 健太君
アントニオ猪木君		森 まさこ君
決算委員 辞任 大門実紀史君		野村 哲郎君
行政監視委員 辞任 小西 洋之君		東日本大震災復興及び原予力問題特別委員 辞任 大野 泰正君
議院運営委員 辞任 大塚 耕平君		愛知 治郎君
同日議長において選任した理事は次のとおりである。 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。		同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 沖縄及び北方問題に関する特別委員 辞任 石井 正弘君		同日衆議院から、次の内閣提出案を受領した。 政府開発援助等に関する特別委員会 理事 石川 博崇君(石川博崇君の補欠)
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 同日衆議院から、次の内閣提出案を受領した。 國立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第八号)		財政金融委員会 理事 竹谷とし子君(西田実仁君の補欠) 厚生労働委員会 理事 高階恵美子君(高階恵美子君の補欠) 政府開発援助等に関する特別委員会 理事 石川 博崇君(石川博崇君の補欠)
沖縄及び北方問題に関する特別委員 辞任 渡邊 美樹君		同日衆議院から、次の内閣提出案を受領した。 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第一七号)
政府開発援助等に関する特別委員 辞任 江田 五月君		同日衆議院から、次の内閣提出案を受領した。 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第二二号)
同日内閣から、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十二条第六項に於ける合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件(閣法第一号)		同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)		自殺対策基本法の一部を改正する法律案(閣法第二三号)審査報告書
同日衆議院から、同院は中央選挙管理会委員及び同予備委員を左記のとおり指名した旨の通知書を受領した。		同日衆議院から、同院は中央選挙管理会委員及び同予備委員を左記のとおり指名した旨の通知書を受領した。
中央選挙管理会委員 記 神崎 浩昭君 高部 正男君 佐藤 泰介君 橋本 文彦君 佐々木憲昭君		参議院議長 山崎 正昭殿
同 予備委員 元宿 久米 智子君 尾崎 晃君 遠藤 仁君 吉井 英勝君		厚生労働委員長 三原じゅん子
第五条のうち附則第一条の改正規定のうち第四号中「平成二十七年法律第 号」を「平成二十八年法律第 号」に改める。 第六条のうち附則第十三条の改正規定及び附則第十四条の改正規定中「平成二十七年法律第 号」を「平成二十八年法律第 号」に改める。 第八法律第 号に改める。		審査報告書
本法律案は、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、介護福祉士の資格の取得に関する特例等について定め、社会福祉施設職員等退職手当共済の退職手当金の額の算定方法を変更する等社会福祉事業等に従事する者の確保を促進するための措置を講ずるとともに、社会福祉法人に評議員会の設置を義務付ける等社会福祉法人の管理に関する規定を整備し、社会福祉法人が社会事業及び公益事業を行う場合の責務について定める等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める		社会福祉法等の一部を改正する法律案 右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

が、法律番号に係る部分中「平成二十七年」を「平成二十八年」に改める修正を行つた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 社会福祉法人の経営組織のガバナンスを強化するには、評議員、理事等の人材の確保や会計監査人の導入等、社会福祉法人にとって新たに様々な負担も懸念される。このため、特に小規模の法人については、今後も安定した活動ができるよう、必要な支援に万事遺漏なきを期すこと。また、人材の確保が困難な地域にある法人についても必要な配慮を行うこと。さらに、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材を育成するため、自治体等が行う研修等の取組に対して必要な支援を行うこと。
- 事業運営の透明性の向上を図るため、都道府県による財務諸表等の収集分析及び活用並びに国による全国的なデータベースの整備に当たつては、一般国民、特に利用者が社会福祉法人の経営状況を了知でき、かつ、外部評価に耐えられる内容となるよう、分かりやすい評価尺度を作成し、公表すること。
- いわゆる内部留保の一部とされる社会福祉法人が保有する純資産の額から事業の継続に必要な財産額を控除等した社会福祉充実残額の算出に当たつては、社会福祉法人の経営に支障を來すものとならないよう、事業の継続に必要な財産額が適切に算定されること。また、政府統計等により把握される他事業の民間企業の従業員の賃金等の水準を所轄から所管法人に示すよう要請することにより、「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成するに当たつて、当該賃金等

の水準を斟酌した上で、社会福祉事業を担う人材の適切な待遇が確保されていることを確認することの重要性の周知を徹底すること。
四、事業の継続に必要な財産額が確保できない、財産の積立不足が明らかな法人に対しては、必要な支援について検討すること。

五、地域公益活動の責務化については、待機児童、待機老人への対応等、本来の社会福祉事業を優先すべきであり、社会福祉法人の役割と福祉の公的責任の後退を招くことのないようにす

るとともに、社会福祉法人設立の主旨である自主性と社会福祉事業の適切な実施に支障を及ぼすような過度の負担を求めるものではないことを周知徹底すること。

六、社会福祉法人の所轄庁については、指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていること、社会福祉充実計画の承認等の新たな事務が増えることから、所轄庁に対しある程度の支援を行うとともに、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘があることと鑑み、また、指導監督が法定受託事務であること踏まえ、指導監督に係る国の基準を一層明確化することで、その標準化を図ること。

七、社会福祉法人の提供するサービスの質の確保に当たつては、高い能力を発揮する人材の雇用及び職員全体で職務を補い合う業務体制の確立が求められることから、社会福祉法人において福

祉士の養成施設ルートの国家試験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福祉士が中核的な役割及び機能を果たしていくこと。

八、現下の社会福祉事業における人材確保が困難な状況に鑑み、介護人材を始めとする社会福祉事業等従事者の離職防止に資する措置を講ずることとともに、介護報酬、障害福祉報酬の改定による影響を注視しながら、職員の処遇の実態を適切に把握した上で、人材確保のための必要な措

状を正しく把握し、必要な人材を養成・確保するに当たつては、その量のみならず質についても適切に評価できる手法を検討すること。

九、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成廃止に当たつては、職員確保の状況及び本共済制度の財務状況の変化を勘案しつつ、法人経営に支障が生じないよう、障害者支援施設等の経営実態等を適切に把握した上で報酬改定を行うなど必要な措置を講ずるよう検討すること。

十、准介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、早急にフィリピン側と協議を行うことと鑑み、また、指導監督が法定受託事務であること踏まえ、指導監督に係る国の基準を一層明確化することで、その標準化を図ること。

十一、介護職員の社会的地位の向上のため、介護福祉士の養成施設ルートの国家試験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福

祉士が中核的な役割及び機能を果たしていくこと。

十二、将来的に福祉職、介護職に就く人材を増やすべく、現在中学・高校教育における福祉及び介護に関するインクーニングシップの体験率が必ずしも高くない状況も勘案し、関係府省と連携して、福祉及び介護に関する基礎的理解と経験が得られるよう努めること。

十三、介護職員の処遇については、介護・障害福祉従事者的人材確保のための介護・障害福祉

事者の処遇改善に関する法律(平成二十六年法律第九十七号)等により処遇改善に関する措置が行われてきたことを踏まえ、人材確保に支障を来さぬよう処遇改善に資する措置など必要な措置を講するとともに、正規・非正規・フルタイム・パートタイム等にかかわらず、均等・均衡待遇を確保するよう努めること。

十四、介護職員が抱える心的・精神的負担に対する支援については、介護労働がいわゆる燃え尽き症候群を引き起こす例が見られることから、今後も必要な調査を行うことにより介護現場の実態を適切に把握した上で、産業保健等によるメンタル面からのサポートについて幅広い観点から検討を行い、施設の労働環境を評価できる仕組みの構築を含めた所要の措置を講ずること。

十五、本法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第六条の四の規定に基づき、育児休業、介護休業に準ずる休業を厚生労働省令で定めるに当たつては、雇用は継続しているものの、やむを得ず介護の実務に就くことができない場合、倒産や事業の縮小・廃止等の本人の責めによらない離職の場合、疾病等により雇用されること自体が困難な場合など実務に従事できないことにやむを得ない理由があると認められる場合について、適切に配慮すること。

十六、右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年七月三十一日

参議院議長 山崎 正昭殿 衆議院議長 大島 理森

社会福祉法等の一部を改正する法律案

社会福祉法等の一部を改正する法律

(社会福祉法の一部改正)

第一条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

【目次】第五十九条を「第五十九条の三」とし、「社会福祉事業に」を「社会福祉事業等に」に改める。

第二十四条の見出しを「(経営の原則等)」に改め、同条次の一項を加える。

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第六条第一項に規定する公益事業を行うに当たつては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対し、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

第六条第一項に規定する公益事業を行うに当たつては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対し、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

第二十六条の次に次の二項を加える。

(特別の利益供与の禁止)

第二十六条の二 社会福祉法人は、その事業を行つてはならない。

第三十条第一項中「都道府県知事」を「その主

たる事務所の所在地の都道府県知事」に改め、

同項第二号中「第一百九条第一項」を「主たる事務

所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であ

つてその行う事業が一つの都道府県の区域内にお

いて二以上の市町村の区域にわたるもの及び第

百九条第二項」に改め 同条第二項中「都道府県

の区域」を「地方厚生局の管轄区域に改め、「わ

たるもの」の下に「であつて、厚生労働省令で定

めるもの」を加える。

第三十一条第四項を削る。

第三十六条第四項第四号中「第五十六条第四項」を第五十六条第八項に改める。

第四十三条第二項中「第三十一条第四項の規定は定款の変更の認可の申請に」「を削り、「定款の変更の認可にそれぞれ」を「前項の認可に

ついて」に改め、同条第四項を削る。

第四十四条第四項を削り、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認める」を「正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたに、「必要な措置を採るべき」を「当該勧告に係る措置をとるべき」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す説明書を携帯し、関係人にこれを見示さなければならぬ。

3 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

4 社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

第四十四条に第一項として次の二項を加える。

社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならぬ。

4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政手続若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置(役員の解職を除く。)をとるべき旨を勧告することができる。

5 所轄庁は、前項の規定による勧告を受けた場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第五十七条の次に次の二項を加える。

一 定款
(情報の公開)

第五十九条の二 社会福祉法人は、次に掲げる書類を各事務所に備え置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

二 前条各号に掲げる書類

第五十九条の二 関係都道府県知事等(社会福

祉法人の事務所、事業所、施設その他これら

に準ずるもの)の所在地の都道府県知事又は市

町村長であつて、当該社会福祉法人の所轄庁

以外の者をいう。次項において同じ。)は、當該社会福祉法人に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、当該社会福

祉法人の所轄庁に対し、その旨の意見述べることができる。

第五十六条第七項中「第五項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項を同条第十項とし、同条第五項中「第三項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四

項を同条第八項とし、同条第三項を同条第七項とし、同條第二項中「所轄庁は、」の下に「第四項の規定による勧告を受けた」を加え、「法令、法令に基づいてする行政手続若しくは定款に對し、情報又は資料の提供その他必要な助言、情報の提

協力を求めることができる。

第五十八条の見出しを「助成等」に改め、同条第四項中「第五十六条第五項から第七項まで」を「第五十六条第九項から第十一項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の二項を加める。

一 第四十四条第五項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面

二 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

第五十九条第二項を削る。

第六章第五節中第五十九条の次に次の二条を加える。

2 第五十九条の二項を削る。

第三十一条第一項若しくは第四十三条第一項の認可を受けたとき、又は同条第三項の規定による届出をしたとき、定款の内容を表しなければならない。

一 第三十一条第一項若しくは第四十三条第一項の認可を受けたとき、又は同条第三項の規定による届出をしたとき、前項の規定による届出をしたとき、定款の内容を表しなければならない。

二 第二号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類

(厚生労働大臣及び都道府県知事の支援)

第五十九条の三 厚生労働大臣は、都道府県知事及び市長に對して、都道府県知事は、市長に對して、社会福祉法人の指導及び監督に關係する事務の実施に對する助言、情報の提

条」を「第二百三十条の二」に改める。

第二十九条を削り、第二十八条を第二十九条とし、第二十七条を第二十八条とし、第二十六条の二中「理事、監事、評議員」を「評議員、理事、監事」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十一条第一項中第十四号を第十五号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第九号を削り、同項第六号中「会議」を「理事会」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 会計監査人を置く場合には、これに関する事項

第三十一条第一項第五号中「役員」の下に「理事及び監事をいう。以下この条、次節第二款、第六章第八節、第九章及び第十章において同じ。」の定数その他役員」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 評議員及び評議員会に関する事項

第三十一条第三項中「第一項第十二号」を「第一項第十三号」に改め、同項を同條第六項とし、同条第二項中「役員」の下に「及び評議員」を加え、同項を同條第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 設立しようとする社会福祉法人が会計監査人設置社会福祉法人（会計監査人を置く社会福祉法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない社会福祉法人）であるときは、設立当初の会計監査人は、定款で定めなければならない。 第一項第五号の評議員に関する事項として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。

第三十一条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、

磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができ

る。

第三十三条中「第十四号」を「第十五号」に改める。

第三十四条の二を次のよう改める。

第三十二条中「社会福祉法人は、第三十一条第一項の認可を受けたときは、その定款をそ

の主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならぬ。

二 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務

時間内は、いつでも、次に掲げる請求をする

ことができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該社会福

祉法人の定めた費用を支払わなければならな

い。

一 定款が書面をもつて作成されているとき

は、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示

したもののが閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電

磁的方法（電子情報通信の技術を利用して法その他の情報通信の技術を利用する方法

であつて厚生労働省令で定めるものをい

う。以下同じ。）であつて当該社会福祉法人

の定めたものにより提供するとの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

何人（評議員及び債権者を除く。）も、社会

福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲

げる請求をることができる。この場合にお

いては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一定款が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

付する。

第三節 機関

第六章第三節中第三十六条の前に次の款名を

第一款 機関の設置 第二款 機関の設置

第三十六条及び第三十七条を次のよう改め

（機関の設置）

第二十六条 社会福祉法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならぬ。

二 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示

（機関の設置）

第三十七条 特定社会福祉法人（その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人をいう。第四十六条の五第三項において同じ。）は、会計監査人を置かなければならぬ。

二 社会福祉法人は、定款の定めによつて、会計監査人を置くことができる。

（会計監査人の設置義務）

第二十七条 特定社会福祉法人（その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人をいう。第四十六条の五第三項において同じ。）は、会計監査人を置かなければならぬ。

二 第三十五条中「一般社団法人及び一般財團法人に関する法律」の下に「（平成十八年法律第四十八号）」を加え、「贈与又は遺贈に関する規定の準用」及び「（財産の帰属時期）」を削り、同条に次の二項を加える。

2 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百六十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）を加え、「（第二百六十九条（第一号に係る部分に限る。）」、第二百七十条、第二百七十二条から第二百七十四条まで並びに第二百七十七条の規定は、社会福祉法人の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十四条第二項第一号中「社員等（社員、評議員、理事、監事又は清算人）」と読み替えるものとする。

第三十七条の次に次の款名を付する。

（評議員の選任）

第三十九条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定期的に定めるところにより、選任する。

第三十九条の二から第三十九条の四までを削る。

（評議員の資格）

第四十条から第四十五条までを次のように改める。

第六章第三節の節名を次のよう改める。

一 法人

二 成年被後見人又は被保佐人
三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、
身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上

の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

評議員は、役員又は該当社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

六 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

七 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

八 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を選任後六年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することを妨げない。

九 前項の規定は、定款によつて、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。

(評議員に欠員を生じた場合の措置)

第四十二条 この法律又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員(次項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

二 前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる。

三 第四十三条 役員及び会計監査人は、評議員会の決議によつて選任する。

四 前項の決議をする場合には、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又は定款で定めた役員の員数を全くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。

五 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十二条、第七十三条第一項及び第七十四条の規定は、社会福祉法人について準用する。この場合において、同法第七十二条及び第七十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項中「監事が」とあるのは「監事の過半数をもつて」と、同法第七十四条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

六 第四十五条 役員の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨げない。

七 第六章第三節中第四十五条の次に次の六条及び五款を加える。

八 監事は、理事又は該当社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

九 理事は六人以上、監事は二人以上でなければならぬ。

十 理事のうちには、次に掲げる者が含まれ

ければならない。

一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者

四 四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。第四十五条の十九第一項及び第四十五条の二十一第二項第一号イにおいて同じ。五条の二十一第二項第一号イにおいて同じ。について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

五 監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

一 社会福祉事業について識見を有する者
二 財務管理について識見を有する者
三 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

四 第四十五条の三 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

五 第四十五条の三 会計監査人は、前項の定時評議員会において再任されたものとみなす。

六 第四十五条の三 会計監査人が会計監査人設置社会福祉法人が会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

七 第四十五条の三 会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができる。

八 第四十五条の三 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

九 第四十五条の三 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

十 第四十五条の三 二 会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。

十一 第四十五条の三 二 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百八十四条(第二号に係る部分に限

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを社会福祉法人に通知しなければならない。

3 公認会計士法の規定により、計算書類(第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。第四十五条の十九第一項及び第四十五条の二十一第二項第一号イにおいて同じ。)について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

4 第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。第四十五条の十九第一項及び第四十五条の二十一第二項第一号イにおいて同じ。五条の二十一第二項第一号イにおいて同じ。について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

5 第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。第四十五条の十九第一項及び第四十五条の二十一第二項第一号イにおいて同じ。五条の二十一第二項第一号イにおいて同じ。について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

6 第四十五条の三 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

7 第四十五条の三 会計監査人は、前項の定時評議員会において再任されたものとみなす。

8 第四十五条の三 会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができる。

9 第四十五条の三 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

10 第四十五条の三 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

11 第四十五条の三 二 会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。

12 第四十五条の三 二 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百八十四条(第二号に係る部分に限

る。)、第二百八十五条及び第二百八十六条の規定は、役員又は評議員の解任の訴えについて準用する。

(監事による会計監査人の解任)

第四十五条の五 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、当該会計監査人を解任することができる。

- 1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- 2 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。
- 3 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 4 前項の規定による解任は、監事の全員の同意によつて行わなければならない。

(役員の欠員補充)

第四十五条の七 理事のうち、定款で定めた理事の員数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

一 前項の規定は、監事について準用する。

二 会計監査人の場合は、監事の員数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

三 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

4 評議員会は、全ての評議員で組織する。

5 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

6 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)をもつて行う。

7 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)をもつて行わなければならない。

一 第四十五条の四第一項の評議員会(監事を解任する場合に限る)。

2 前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員の職務を行うべき者を選任することができます。

3 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないとときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

4 第四十五条の二及び前条の規定は、前項の

9 求をした評議員は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 前項の規定による請求があつた日から六週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

3 第四十五条の十 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関するものである場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

4 第四十五条の十一 評議員会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

5 第四十五条の十二 社会福祉法人は、評議員会の日から五年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

6 第四十五条の十三 第五項の規定により招集する場合を除き、理事が招集する。

7 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

8 第四十五条の十四 第二項第一号の評議員会の終了後一定の時期に招集しなければならない。

9 評議員会は、次項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百八十九条第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第四十五条の十九第六項において準用

する同法第百九条第二項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

10 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百八十二条の規定は評議員会の決議について、同法第百九十四条の規定は評議員会の決議について、同法第百九十五条の規定は評議員会への報告について、それぞれ準用する。

この場合において、同法第百八十二条第一項第三号及び第一百九十四条第三項第二号中「法律」、「厚生労働省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事等の説明義務)

第四十五条の十 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関するものである場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

4 第四十五条の十一 評議員会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

5 第四十五条の十二 社会福祉法人は、評議員会の日から五年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

6 第四十五条の十三 第五項の規定により招集する場合であつて、従たる事務所における次項所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成される場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

4 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求（評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）

三 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

四 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求（評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）

五 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

六 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

七 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

八 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行つ。

一 社会福祉法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 理事長の選定及び解職

4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 重要な役割を担う職員の選任及び解任

四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

六 第一項の議事録が電磁的記録による定めに基づく第四十五条の二十第一項の責任の免除

7 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における當該電磁的記録に記録された事項又は記名押印に代わる措置をとらなければならぬ。

8 理事会の決議に参加した理事であつて第六項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

9 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十四条の規定は理事会の招集について、同法第九十六条の規定は理事會の決議について、同法第九十八条の規定は理事会への報告について、それぞれ準用する。この場合

は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

(議事録等)

第四十五条の十五 社会福祉法人は、理事会の日(前条第九項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十六条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む)から十年間、前条第六項の議事録又は同条第九項において準用する同法第九十六条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録(以下この条において「議事録等」という。)をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4 理事会の決議は、議決に加わることができない。理事の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)をもつて行う。

5 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

6 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事(定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあつては、当該理事長)及び監事は、これに出席した理事(定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあつては、当該理事長)及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

7 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における當該電磁的記録に記録された事項については、厚生労働省令で定められた事項が電磁的記録に記録されたものと認めるとき、

8 理事会の決議に参加した理事であつて第六項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

9 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百八十九条(第一号に係る部分に限る。)、第二百九十条(第一号に係る部分に限る。)、第二百九十二条本文、第二百九十四条及び第二百九十五条の規定は、第三項の許可について準用する。

(理事の職務及び権限等)

第四十五条の十六 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

2 次に掲げる理事は、社会福祉法人の業務を執行する。

一 理事長

二 理事長以外の理事であつて、理事会の決議によつて社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの

3 前項各号に掲げる理事は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条、第八十五条、第八十八条(第二項を除く)、第八十九条及び第九十二条第二項の規定は、理事について準用する。この二項の規定は、同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、同法第八十条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、「著しい」とあるのは「回復することができない」と、同法第八十九条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事長の職務及び権限等)
第四十五条の十七 理事長は、社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
2 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

3 第四十五条の六第一項及び第二項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条及び第八十二条の規定は理事長につ

いて、同法第八十条の規定は民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、それぞれ準用する。この場合において、第四十五条の六第一項中「この法律又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合」とあるのは、「理事長が欠けた場合」と読み替えるものとする。

第五款 監事

第四十五条の十八 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対して事業の報告を求め、又は当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百条から第百三条まで、第百四条第一項、第百五条及び第百六条の規定は、監事について準用する。この場合において、同法第二百二条(見出しを含む)中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第二百五条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(第六款 会計監査人)

第四十五条の十九 会計監査人は、次節の定め

るところにより、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、厚生労働省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、前項の規定によるもののほか、財産目録その他の厚生労働省令で定める書類を監査する。この場合において、会計監

査人は、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならない。

3 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び当該会計監査人設置社会福祉法人の職員に対し、会計監査人設置社会福祉法人の職員に対する報告を求める報告を請求する。

4 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもの

5 会計監査人は、その職務を行うに当たつては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第四十五条の二第三項に規定する者

二 理事、監事又は当該会計監査人設置社会福祉法人の職員である者

三 会計監査人設置社会福祉法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百八条から第百十条までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、同法第二百九条(見出しを含む)中「定期社員総会」とあるのは、「定期評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(第七款 役員等の損害賠償責任)

2 (役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任)

3 第四十五条の二十 理事、監事若しくは会計監査人(以下この款において「役員等」という。)

又は評議員は、その任務を怠つたときは、社会福祉法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて社会福祉法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

4 第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の理事

5 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百十二条から第百十六条までの規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、同法第二百二十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、同法第二百十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中「代理理事」とあるのは「理事長」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」とあるのは「厚生労働省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中「代理理事」とあるのは「理事長」と、同条第二項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第四項

得る場合及び当該責任の免除」とあるのは「限

る。」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権」とあるのは「総評議員」と、「議決権を有する社員が同項」とあるのは「評議員が前項」と、同法第一百五十五条第一項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第三項及び第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員等又は評議員の第三者に対する損害賠償責任）

第四十五条の二十一 役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

（役員等又は評議員の連帯責任）

第四十五条の二十一 役員等又は評議員が社会福祉法人又は第三者に生じた損害を賠償する

責任を負う場合において、他の役員等又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帶債務者とする。

第五十九条中「以内に」の下に「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同条各号を次のように改める。

一 第四十五条の三十二第一項に規定する計算書類等

二 第四十五条の二十四第二項に規定する財産目録等

第五十九条の二の見出しを「（情報の公開等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項第一号中「第四十三条第一項」を「第四十五条の三十六第二項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号に次の一号を加える。

二 第四十五条の三十五第二項の承認を受けたとき 当該承認を受けた報酬等の支給の基準

第五十九条の二第二項を同条第一項とし、同条に次の六項を加える。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人（厚生労働大臣が所轄厅であるものを除く。）の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項について、調査及び分析を行い、必要な統計その他資料を作成するものとする。この場合において、都道府県知事は、その内容を公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に對し、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法により報告するものとする。

3 都道府県知事は、前項前段の事務を行つため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の所轄厅（市長に限る。次項において同じ。）に対し、社会福祉法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定めたることによる。

他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

4 所轄厅は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて情報を提供するときは、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法によるものとする。

5 厚生労働大臣は、社会福祉法人に関する情報に係るデータベース（情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの）の整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に当該情報を提供できるよう必要な施策を実施するものとする。

6 厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

7 第四項の規定は、都道府県知事が前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供する場合について準用する。

第六章中第五節を第八節とする。

第六章第四節の節名中「合併」を「清算並びに合併」に改める。

一 評議員会の決議 第四十六条第一項第一号を次のように改める。

二 清算法人の能力 第四十六条の四 前条の規定により清算をする社会福祉法人（以下「清算法人」という。）は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。

三 清算法人の機関 第四十六条の四の次に次の目名を付する。（清算法人の能力）

1 清算法人には、一人又は二人以上の清算法人における機関の設置

2 清算法人は、定款の定めによつて、清算人会又は監事を置くことができる。

3 第四十六条の五から第四十六条の十一までを次のように改める。（清算法人には、一人又は二人以上の清算人を置かなければならない。）

4 第三節第一款（評議員及び評議員会に係る部分を除く。）の規定は、清算法人については、適用しない。

(清算人の就任)

第四十六条の六 次に掲げる者は、清算法人の清算人となる。

一 理事(次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。)

二 定款で定める者

三 評議員会の決議によつて選任された者

2 前項の規定により清算人となる者がないときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。

3 前二項の規定にかかわらず、第四十六条の三第二号に掲げる場合に該当することとなつた清算法人については、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。

4 清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

5 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

6 第三十八条及び第四十条第一項の規定は、清算人について準用する。

7 清算人会設置法人(清算人会を置く清算法人をいう。以下同じ。)においては、清算人は、三人以上でなければならない。

(清算人の解任)

第四十六条の七 清算人(前条第一項又は第三項の規定により裁判所が選任した者を除く。)が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該清算人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立て若しくは検察官の請求により

又は職権で、清算人を解任することができ

る。

3 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十五条第一項から第三項までの規定

は、清算人及び清算法人の監事について、同法第一百七十五条の規定は、清算法人の評議員について、それぞれ準用する。

二 第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十一条第一項各号に掲げる事項

律第八十一条から第八十五条まで、第八十八条の変更をした場合には、当該定款の変更の効力が生じた時に退任する。

3 第四十六条の八 清算法人の監事は、当該清算法人が監事を置く旨の定めを廃止する定款の変更をした場合には、当該定款の変更の効力が生じた時に退任する。

4 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十一条から第八十五条まで、第八十八条及び第八十九条の規定は、清算人(同条の規定については、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により裁判所が選任した者を除く。)について準用する。この場合において、同法第八十一条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第八十二条の見出し中「表見代理事」とあるのは「表見代表清算人」と、同条中「代表理事」とあるのは「代表清算人(社会福祉法昭和二十六年法律第四十五号)第十四条の見出し及び同条第一項中「定款並びに社員総会の決議」とあるのは「定款」と、同法第十八条の十一第一項に規定する代表清算人をいう。」と、同法第八十三条中「定款並びに社員総会の決議」とあるのは「定款」と、同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第八十五条並びに第八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、同法第八十九条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 裁判所は、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から代表清算人を定めることができ

る。

6 第四十六条の十七第八項の規定、前条第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十一条の規定及び次項において準用する同法第七十七条第四項の規定にかかわらず、監事設置清算法人(監事を置く清算法人又はこの法律の規定により監事を置かなければならない清算法人をいう。)が監事設置清算法人であつた者を含む。以下同じ。)が清算人(清算人を含む。以下同じ。)に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについて、監事が清算人が監事設置清算法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについて、監事が清算人を代表する。

7 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十七条第四項及び第五項並びに第七十九条の規定は代表清算人について、同法第八十条の規定は民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人又は代表清算人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。

第四十六条の十一の次に次の十条及び二目を加える。

(清算法人の代表)

2 清算人が二人以上ある場合には、清算法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもつて決定する。

3 前項の場合には、清算人は、次に掲げる事項についての決定を各清算人に委任すること

ができる。

一 従たる事務所の設置、移転及び廃止

2 前項本文の清算人が二人以上ある場合に

は、清算人は、各自、清算法人を代表する。

3 清算人が二人以上ある場合には、清算法人を代表する清算人(清算法人を代表する清算人をいう。以下同じ。)その他清算人を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

4 前項本文の清算人が二人以上ある場合に

は、清算人は、各自、清算法人を代表する。

5 前項本文の清算人が二人以上ある場合に

は、清算人は、各自、清算法人を代表する。

二 第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十一条第一項各号に掲げる事項

律第八十一条から第八十五条まで、第八十八条の六第二項又は第三項の規定により裁判所が選任した者を除く。以下この項において同じ。)の互選又は評議員会の決議によつて、清算人の中から代表清算人を定めることができ

る。

3 清算法人(清算人会設置法人を除く。)は、定款、定款の定めに基づく清算人(第四十六条の六第二項又は第三項の規定により裁判所

が選任した者を除く。以下この項において同じ。)の互選又は評議員会の決議によつて、清算人の中から代表清算人を定めることができる。

4 第四十六条の六第一項第一号の規定により理事が清算人となる場合には、理事長が代表清算人となる。

5 裁判所は、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から代表清算人を定めること

ができる。

6 第四十六条の十七第八項の規定、前条第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十一条の規定及び次

項において準用する同法第七十七条第四項の規定にかかわらず、監事設置清算法人(監事を置く清算法人又はこの法律の規定により監事を置かなければならない清算法人をいう。)が監事設置清算法人であつた者を含む。以下同じ。)が清算人(清算人を含む。以下同じ。)に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについて、監事が清算人が監事設置清算法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについて、監事が清算人を代表する。

7 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十七条第四項及び第五項並びに第七十九条の規定は民事保全法第五十六条に規定する

仮処分命令により選任された清算人又は代表清算人の職務を代行する者について、それ

ぞれ準用する。

第四十六条の十一の次に次の十条及び二目を加える。

(清算法人についての破産手続の開始)

2 清算法人の財産がその債務

を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算法人が既に債権者に支払い、又は残余財産の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十六条の十三 裁判所は、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により清算人を選任した場合には、清算法人が当該清算人に対しても支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければならぬ。

(清算人の清算法人に対する損害賠償責任)

第四十六条の十四 清算人は、その任務を怠つたときは、清算法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 清算人が第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引により清算人又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条第一項第二号又は第三号の取引について清算法人に損害が生じたときは、次に掲げる清算人は、その任務を怠つたものと推定する。

定は、適用しない。

(清算人会の権限等)

第四十六条の十七 清算人会は、全ての清算人で組織する。

1 清算人会設置法人の業務執行の決定

2 清算人の職務の執行の監督

3 清算人会は、清算人の中から代表清算人を選定しなければならない。ただし、他に代表清算人があるときは、この限りでない。

4 清算人会は、その選定した代表清算人及び第四十六条の十一第四項の規定により代表清算人となつた者を解職することができる。

5 第四十六条の十一第五項の規定により裁判所が代表清算人を定めたときは、清算人会は、代表清算人を選定し、又は解職することができない。

6 清算人会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を清算人に委任することができない。

7 清算人会の運営

8 第四十六条の十第四項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十一条に規定する場合には、清算人会は、同条の規定による評議員会の定めがある場合を除き、同条の訴えについて清算人会設置法人を代表する者を定めることができる。

9 第七項各号に掲げる清算人は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を清算人会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

10 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十二条の規定は、清算人会設置法人について準用する。この場合において、同条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「理事会」とあるのは「清算人会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

11 第四十六条の十八 清算人会は、各清算人が招集する。ただし、清算人会を招集する清算人を定款又は清算人会で定めたときは、その清算人が招集する。

12 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた清算人(以下この項及び次条第二項において「招集権者」という)以外の清算人は、招集権者に対し、清算人会の目的である事項を示して、清算人会の招集を請求することができる。

13 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を清算人会の日とする清算人会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした清算人は、清算人会を招集することができ

1 第四十六条の十六 清算人、監事又は評議員が清算法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の清算人、監事又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

2 前項の場合には、第四十五条の二十二の規

三 虚偽の公告

(清算人等の連帯責任)

清算法人又は第三者が清算人等の連帯責任を負う場合において、他の清算人、監事又は評議員も当該損害を賠償する責任を負う

1 代表清算人

2 代表清算人以外の清算人であつて、清算人会の決議によつて清算人会設置法人の業務を執行する清算人として選定されたもの

4 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十四条の規定は、清算人会設置法人における清算人会の招集について準用する。この場合において、同条第一項中「各理事及び各監事」とあるのは「各清算人(監事設置清算法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十六条の十一)第六項に規定する監事設置清算法人をいう。次項において同じ。)にあつては、各清算人及び各監事」と、同条第二項中「理事及び監事」とあるのは「清算人(監事設置清算法人にあつては、清算人及び監事)」と読み替えるものとする。

5 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十五条及び第九十六条の規定は、清算人会設置法人における清算人会の決議について準用する。この場合において、同法第九十五条第三項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「理事」とあるのは「清算人(監事)」と、「代表理事」とあるのは「代表清算人」と、「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十八条の規定は、清算人会設置法人における清算人会への報告について準用する。この場合において、同条第一項中「理事、監事又は会計監査人」とあるのは清算人又は監事と、「理事及び監事」とあるのは「清算人(監事設置清算法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十六条の十一)第六項に規定する監事設置清算法人をいう。)にあつては、清算人及び監事」と読み替えるものとする。

(評議員による招集の請求)

第四十六条の十九 清算人会設置法人(監事設置清算法人を除く。)の評議員は、清算人が清

算人会設置法人の目的の範囲外の行為その他の法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるとときは、清算人会の招集を請求することができる。

3 債権者は、清算人又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

第四十六条の二十二 清算人(清算人会設置法人にあつては、第四十六条の十七第七項各号に掲げる清算人)は、その就任後遅滞なく、清算法人の財産の現況を調査し、厚生労働省令で定めるところにより、第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた日ににおける財産目録及び貸借対照表(以下この条及び次条において「財産目録等」という。)を作成しなければならない。

(第三目 財産目録等)

4 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は臍写を示して行わなければならない。

2 前項の規定による請求は、清算人(前条第三項ただし書に規定する場合にあつては、清算人会設置法人に對し、清算人会の目的である事項)が示して行わなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による一項ただし書に規定する場合にあつては、清算人会設置法人に對し、清算人会の目的である事項を示して行わなければならない。

4 第一項の規定による請求を行つた評議員は、当該請求に基づき招集され、又は前項において準用する前条第三項の規定により招集された清算人会に出席し、意見を述べることができることを示す。

(議事録等)

第四十六条の二十 清算人会設置法人は、清算人会の日(第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十六条の規定により清算人会の決議があつたものとみなされた日を含む。)から十年間、同項において準用する同法第九十五条第三項の議事録又は第四十六条の十八第五項において準用する同法第九十六条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録(以下この条において「議事録等」という。)をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 評議員は、清算法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をることができる。

3 清算人は、財産目録等(前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの)を評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

4 清算法人は、財産目録等を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

(財産目録等の提出命令)

第四十六条の二十三 裁判所は、申立てにより又は職權で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができるもの。

(貸借対照表等の作成及び保存)

第四十六条の二十四 清算法人は、厚生労働省令で定めるところにより、各清算事務年度(第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた日の翌日又はその後毎年その日)に応当する日(応当する日がない場合には、その前日)から始まる各一年の期間については、その前日)に係る貸借対照表及び事務報告並びに

にこれらの附属明細書を作成しなければならない。

2 前項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 清算法人は、第一項の貸借対照表を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時までの間、当該貸借対照表及びその附属明細書を保存しなければならない。

(貸借対照表等の監査等)

第四十六条の二十一監事設置清算法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 清算人会設置法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前項の規定がある場合においては、同項の監査を受けたもの)は、清算人会の承認を受けなければならない。

(貸借対照表等の備置き及び閲覧等)

第四十六条の二十二 清算法人は、第四十六条の二十四第一項に規定する各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前項の規定の適用がある場合においては、同項の監査を受けたもの)を、清算人会の承認を受けなければならない。

2 清算人会設置法人においては、前条第一項の二十四第一項に規定する各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前項の規定の適用がある場合においては、同項の監査を受けたもの)を、定期評議員会に提出しなければならない。

<p>2 清算人会設置法人においては、前条第一項の二十四第一項に規定する各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前項の規定の適用がある場合においては、同項の監査を受けたもの)を、定期評議員会に提出しなければならない。</p>	<p>四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて清算法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求</p> <p>(貸借対照表等の提出等)</p>
	<p>第五条の二十四第一項の貸借対照表及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該清算法人の定めた費用を支払わなければならない。</p> <p>一 貸借対照表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求</p> <p>二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求</p> <p>三 貸借対照表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求</p>

第四十六条の三十 清算法人は、第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた後、遅滞なく、当該清算法人の債権者に対する債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二月を下ることができない。

2 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除斥される旨を付記しなければならない。

(債務の弁済の制限)

第四十六条の三十一 清算法人は、前条第一項の期間内は、債務の弁済をすることができない。この場合において、清算法人は、その債務の不履行によつて生じた責任を免れることができない。

2 前項の規定により提出され、又は提供された貸借対照表は、定期評議員会の承認を受けなければならない。

3 清算人は、第一項の規定により提出され、又は提供された事務報告の内容を定期評議員会に報告しなければならない。

(貸借対照表等の提出命令)

第四十六条の二十八 裁判所は、申立てにより

(条件付債権等に係る債務の弁済)

第四十六条の三十二 清算法人は、条件付債権の存続期間が不確定な債権その他その額が確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合には、これらの債権を評価せらるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の場合には、清算法人は、同項の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。

3 第一項の鑑定人の選任の手続に関する費用は、清算法人の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

(債務の弁済前における残余財産の引渡しの制限)

第四十六条の三十三 清算法人は、当該清算法人の債務を弁済した後でなければ、その財産の引渡しをすることができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りではない。

(清算からの除斥)

第四十六条の三十四 清算法人の債権者(判明している債権者を除く。)であつて第四十六条の三十第一項の期間内にその債権の申出をしてゐたものは、清算から除斥される。

2 前項の規定により清算から除斥された債権者は、引渡しがされていない残余財産に対し、のみ、弁済を請求することができる。

第三百四十七条の前に次の目名を付する。

第五目 残余財産の帰属

2 前項の規定にかかるわらず、清算法人は、前条第一項の期間内であつても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算法人の財産につき存する担保権によつて担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができる。この場合において、当該許可の申立ては、清算人が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

2 評議員及び債権者は、清算法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすること

(貸借対照表等の提出命令)

第四十六条の二十九 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、第四十六

第四十七条の四から第四十七条の七までを削除する。

り、第四十七条の三を第四十七条の五とし、第四十七条の二を第四十七条の四とし、第四十七条の次に次の目名及び二条を加える。

第六目 清算事務の終了等

(清算事務の終了等)

第四十七条の二 清算法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、決算報告を作成しなければならない。

2 清算人会設置法人においては、決算報告は、清算人会の承認を受けなければならぬ。

3 清算人は、決算報告(前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの)を評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

4 前項の承認があつたときは、任務を怠つたことによる清算人の損害賠償の責任は、免除されたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に關し不正の行為があつたときは、この限りでない。

(帳簿資料の保存)

第四十七条の三 清算人(清算人会設置法人にあつては、第四十六条の十七第七項各号に掲げる清算人)は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、清算法人の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料(以下この条において「帳簿資料」という。)を保存しなければならない。

2 裁判所は、利害關係人の申立てにより、前項の清算人に代わつて帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

3 前項の規定により選任された者は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しな

ければならない。

4 第二項の規定による選任の手続に關する費用は、清算法人の負担とする。

第四十七条の八第二項中「第四十七条の五及び第四十七条の六」を「第四十六条の十三」に改め、同条を第四十七条の六とし、同条の次に次の一項、款名及び目名を加える。

(準用規定)

第四十七条の七 一般社団法人及び一般財團法人に關する法律第二百八十七条第一項、第二百八十八条、第二百八十九条(第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る)、第二百九十条、第二百九十二条(第二号に係る部分に限る)、第二百九十三条、第二百九十四条及び第二百九十五条の規定は、社会福祉法人の解散及び清算について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三款 合併

第一目 通則

第四十八条の見出しを削り、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、合併をする社会福祉法人は、合併契約を締結しなければならない。

(吸收合併の請求)

第四十八条の次に次の目名を付する。

第二目 吸収合併

第四十九条 社会福祉法人が吸収合併(社会福祉法人が他の社会福祉法人とする合併であつて、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併後存続する社会福祉法人に承継させるものをいう。以下この目及び第一百三十三条第十一号において同じ。)をする場合

には、吸収合併契約において、吸収合併後存続する社会福祉法人(以下この目において「吸収合併存続社会福祉法人」という。)及び吸収合併により消滅する社会福祉法人(以下この目において「吸収合併消滅社会福祉法人」という。)の名称及び住所その他厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

(吸収合併の効力の発生等)

第五十条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務(当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に關し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

3 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

(吸収合併契約に關する書面等の備置き及び閲覧等)

第五十一条 吸収合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員会の日の二週間前の日(第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に關する法律第一百四十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から吸収合併の登記の日までの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 吸収合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併消滅社会福祉法人に対し、その業務時間内は、いつでも、次に掲げ

る請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併消滅社会福祉法人の定めたものにより提供することとの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(吸収合併契約の承認)

第五十二条 吸収合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

(債権者の異議)

第五十三条 吸収合併消滅社会福祉法人は、第五十条第三項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。

一 吸収合併をする旨

二 吸収合併存続社会福祉法人の名称及び住所

三 吸収合併消滅社会福祉法人及び吸収合併存続社会福祉法人の計算書類(第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。以下この款において同じ。)に関する事項として厚生労働省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

2 債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

3 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸收合併消滅社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼營等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。））をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸收合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（吸收合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第五十四条 吸收合併存続社会福祉法人は、次条第一項の評議員会の日の二週間前の日（第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十四条）の評議員会の日の二週間前の日（第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から吸收合併の登記の日後六月を経過する日までの間、吸收合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 吸收合併存続社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸收合併存続社会福祉法人に対し、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸收合併存続社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を

生労省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を

磁的方法であつて吸收合併存続社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求は、評議員会の決議によつて、吸收合併契約の承認を受けなければならない。

2 吸收合併存続社会福祉法人が承継する吸收合併消滅社会福祉法人の債務の額として厚生労働省令で定める額が吸收合併存続社会福祉法人が承継する吸收合併消滅社会福祉法人の資産の額として厚生労働省令で定める額を超える場合には、理事は、前項の評議員会において、その旨を説明しなければならない。

（債権者の異議）

第五十四条の三 吸收合併存続社会福祉法人は、第五十条第三項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。

一 吸收合併をする旨

二 吸收合併存続社会福祉法人の名称及び住所

三 吸收合併存続社会福祉法人の計算書類に関する事項

として厚生労働省令で定めるもの

（吸收合併契約の承認）

第五十四条の二 吸收合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸收合併契約の承認を受けなければならない。

2 吸收合併存続社会福祉法人が承継する吸收合併消滅社会福祉法人の債務の額として厚生労働省令で定める額が吸收合併存続社会福祉法人が承継する吸收合併消滅社会福祉法人の資産の額として厚生労働省令で定める額を超える場合には、新設合併存続社会福祉法人の名稱及び住所

担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸收合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（吸收合併に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第五十四条の四 吸收合併存続社会福祉法人は、吸收合併の登記の日後遅滞なく、吸收合併により吸收合併存続社会福祉法人が承継した吸收合併消滅社会福祉法人の権利義務その他の吸收合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 吸收合併存続社会福祉法人は、吸收合併の登記の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

（新設合併契約）

第五十四条の五 新設合併により設立する社会福祉法人及び第百三十三条第十一号において同じ。）をすつて、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併により設立する社会福祉法人に承継させるものをいう。以下この目及び第百三十三条第十一号において同じ。）をすつて、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併により設立する社会福祉法人と同一の目的、名称及び主たる事務所の所在地

（新設合併契約）

第三百四十四条の五 二以上の社会福祉法人が新設合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併により設立する社会福祉法人に承継させるものをいう。以下この目及び第百三十三条第十一号において同じ。）をすつて、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併により設立する社会福祉法人と同一の目的、名称及び主たる事務所の所在地

（新設合併契約）

第五十四条の六 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日に、新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該新設合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

2 新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

（新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第五十四条の七 新設合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員会の日の二週間前の日（第四十五条の九第十項において準用する一般社

求

一 債権者が前項第四号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者は、当該吸收合併について承認をしたものとみなす。

2 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸收合併存続社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の

官報(号外)

團法人及び一般財團法人に關する法律第百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日から新設合併設立社会福祉法人の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 新設合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、新設合併消滅社会福祉法人に対し、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもの

四 の閲覧の請求

五 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求

(新設合併契約の承認)

第五十四条の八 新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

(債権者の異議)

第五十四条の九 新設合併消滅社会福祉法人は、第五十四条の六第二項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。

一 新設合併をする旨

二 他の新設合併消滅社会福祉法人及び新設合併設立社会福祉法人の名称及び住所

團法人及び一般財團法人に關する法律第百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案

三 新設合併消滅社会福祉法人の計算書類に関する事項として厚生労働省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べる事ができる旨

2 債権者が前項第四号の期間内に異議を述べたときは、新設合併消滅社会福祉法人は、

なかつたときは、当該債権者は、当該新設合併について承認をしたものとみなす。

3 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、新設合併消滅社会福祉法人は、

当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(設立の特則)

第五十四条の十 第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定は、新設合併設立社会福祉法人の設立については適用しない。

2 新設合併設立社会福祉法人の定款は、新設合併消滅社会福祉法人が作成する。この場合においては、第三十一条第一項の認可を受けることを要しない。

(新設合併に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第五十五条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百六十四条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る)及び第二項(第二号及び第三号に係る部分に限る)、第二百六十九条第二号及び第三号に係る部分に限る、第二百七十条、第二百七十二条第一項及び第三項、第二百七十二条から第二百七十五まで並びに第二百七十七条の規定は、社会福祉法人の合併の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十四条第二項第二号中「社員等であった者」とあるのは「評議員等(評議員、理事、監事又は清算人をいう。以下同じ。)であつた者」と、「社員等」とあるのは「評議員等」と、同項第三号中「社員等」とあるのは「評議員等」と、同法第二百七十二条第一項中「社員」とあるのは「債権者」と読み替えるものとするほか、必要な

電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

新設合併設立社会福祉法人の評議員及び債

権者は、新設合併設立社会福祉法人に対し、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

2 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、新設合併消滅社会福祉法人は、

なかつたときは、当該債権者は、当該新設合併について承認をしたものとみなす。

3 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、新設合併消滅社会福祉法人は、

当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(設立の特則)

第五十四条の十 第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定は、新設合併設立社会福祉法人の設立については適用しない。

2 新設合併設立社会福祉法人の定款は、新設合併設立社会福祉法人が作成する。この場合においては、第三十一条第一項の認可を受けることを要しない。

(新設合併に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第五十五条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百六十四条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る)及び第二項(第二号及び第三号に係る部分に限る)、第二百六十九条第二号及び第三号に係る部分に限る、第二百七十条、第二百七十二条第一項及び第三項、第二百七十二条から第二百七十五まで並びに第二百七十七条の規定は、社会

福利法人の合併の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十四条第二項第二号中「社員等であった者」とあるのは「評議員等(評議員、理事、監事又は清算人をいう。以下同じ。)であつた者」と、「社員等」とあるのは「評議員等」と、同項第三号中「社員等」とあるのは「評議員等」と、同法第二百七十二条第一項中「社員」とあるのは「債権者」と読み替えるものとするほか、必要な

技術的読替えは、政令で定める。

第六章中第四節を第六節とし、同節の次に次の

第七節 社会福祉充実計画

第五十五条の二 社会福祉法人は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日(同号において「基準日」という。)において現に行つている社会福祉事業若しくは公益事業(以下この項及び第三項第一号において「既存事業」という。)の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業(同項第一号において「新規事業」という。)の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前年の会計年度において作成した第十一項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りでない。

1 当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額

2 基準日において現に行つている事業を継続するため必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

3 前項の承認の申請は、第五十九条の規定による届出と同時に行わなければならない。

2 社会福祉充実計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 既存事業(充実する部分に限る。)又は新規事業(以下この条において「社会福祉充実事業」という。)の規模及び内容

2 社会福祉充実事業を行つう区域(以下この

(会計帳簿の閲覧等の請求)

- 三 社会福祉充実事業の実施に要する費用の額(第五項において「事業費」という。)
- 四 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除して得た額(第五項及び第九項第一号において「社会福祉充実残額」という。)

- 五 社会福祉充実計画の実施期間
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

- 4 社会福祉法人は、前項第一号に掲げる事項の記載に当たつては、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事業の順にその実施について検討し、行う事業を記載しなければならない。

- 1 社会福祉事業又は公益事業(第二条第四項第四号に掲げる事業に限る。)

- 2 公益事業(第二条第四項第四号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第六項及び第九項第三号において「地域公益事業」という。)

- 3 公益事業(前二号に掲げる事業を除く。)

- 5 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たつては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士、税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者の意見を聽かなければならぬ。

- 6 社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たつては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聽かなければならない。

- 7 社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。
- 8 所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に關する

し必要な助言その他の支援を行うものとする。

9 所轄庁は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る社会福祉充実計画が、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

- 一 社会福祉充実事業として記載されている社会福祉事業又は公益事業の規模及び内容が、社会福祉充実残額に照らして適切なものであること。

- 二 社会福祉充実事業として社会福祉事業が記載されている場合には、その規模及び内容が、当該社会福祉事業に係る事業区域における需要及び供給の見通しに照らして適切なものであること。

- 三 社会福祉充実事業として地域公益事業が記載されている場合には、その規模及び内容が、当該地域公益事業に係る事業区域における需要に照らして適切なものであること。

- 四 その他厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

- 10 所轄庁は、社会福祉充実計画が前項第二号及び第三号に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(社会福祉充実計画の終)

第五十五条の四 第五十五条の二第一項の承認を受けた社会福祉法人は、やむを得ない事由により承認社会福祉充実計画に従つて事業を行つことが困難であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。

第六章第三節の次に次の二節を加える。

第四節 計算

第一款 会計の原則等

第四十五条の二十三 社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。

2 社会福祉法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(会計帳簿の提出命令)

第四十五条の二十六 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができるものとする。

(計算書類等の作成及び保存)

第四十五条の二十七 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類(貸借対照表及び収支計算書)を用いて、以下この款において同じくして「計算書類」といふ)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 社会福祉法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

(計算書類等の監査等)

第四十五条の二十八 前条第一項の計算書類及

をしようとするときは、厚生労働省令で定めることにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の承認を受けた社会福祉法人は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 前条第三項から第十項までの規定は、第一項の変更の申請について準用する。

3 前条第三項から第十項までの規定は、第一項の変更の申請について準用する。

(会計帳簿の閲覧等の請求)

第四十五条の二十五 評議員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面のもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

<p>び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置社会福祉法人においては、次の各号に掲げるものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。</p>
<p>一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書監事及び会計監査人</p>
<p>二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書監査</p>
<p>3 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。</p>
<p>(計算書類等の評議員への提供)</p>
<p>第四十五条の二十九 理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告(同条第二項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。)を提供しなければならない。</p>
<p>(計算書類等の定時評議員会への提出等)</p>
<p>第四十五条の三十 理事は、第四十五条の二十一八第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。</p>
<p>2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。</p>
<p>3 理事は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時評議員会に報告しなければならない。</p>
<p>(会計監査人設置社会福祉法人の特別)</p>
<p>第四十五条の三十一 会計監査人設置社会福祉法人については、第四十五条の二十八第三項</p>
<p>の承認を受けた計算書類が法令及び定款に従い表示しているものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、前条第二項の規定は、適用しない。この場合においては、</p>
<p>理事は、当該計算書類の内容を定時評議員会に報告しなければならない。</p>
<p>(計算書類等の備置き及び閲覧等)</p>
<p>第四十五条の三十二 社会福祉法人は、計算書類等(各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書及び監査報告</p>
<p>(第四十五条の二十八第二項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。)をいう。以下この条において同じ。)を、定時評議員会の日の二週間前の日(第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならぬ。</p>
<p>2 社会福祉法人は、計算書類等の写しを、定期評議員会の日の二週間前の日(第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から三年間、その從たる事務所に備え置かなければならぬ。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号並びに第四項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつてゐるときは、この限りない。</p>
<p>3 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。</p>
<p>一 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求</p>
<p>二 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求</p>
<p>(計算書類等の提出命令)</p>
<p>第四十五条の三十三 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。</p>
<p>(財産目録の備置き及び閲覧等)</p>
<p>第四十五条の三十四 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に(社会福祉法人が成立した日以後遅滞なく)、厚生労働省令で定立した日以後遅滞なく)、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成</p>
<p>し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければならない。</p>
<p>1 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求</p>
<p>2 役員等名簿、理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。第四項において同じ。)</p>
<p>一 財産目録</p>
<p>二 役員等名簿、理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。第四項において同じ。)</p>
<p>三 報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。次条及び第五十九条の二第一項第二号において同じ。)の支給の基準を記載した書類</p>
<p>四 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類</p>
<p>2 前項各号に掲げる書類(以下この条において「財産目録等」という。)は、電磁的記録をもつて作成することができる。</p>
<p>3 何人も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。</p>
<p>4 財産目録等が書面をもつて作成された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求</p>
<p>二 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求</p>
<p>3 役員等名簿について当該社会福祉法人の評議員以外の者から同項各号に掲げる請求があつた場合には、役員等名簿に記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、同項各号の閲覧をさせることができる。</p>
<p>5 財産目録等が電磁的記録をもつて作成され</p>

ている場合であつて、その従たる事務所における第三項第一号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをつては、同項の規定の適用については、同項中「主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

第四十五条の三十五 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不适当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

(報酬等)

2 前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 社会福祉法人は、前項の承認を受けた報酬等の支給の基準に従つて、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

第五節 定款の変更

第四十五条の三十六 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならぬ。

2 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るもの)を除く。は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

4 社会福祉法人は、第二項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

第七十七条第二項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県センターに届け出るよう努める

方法であつて厚生労働省令で定めるもの」を「電磁的方法」に改める。

第九十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者が職業安定法昭和二十二年法律第百四十一号)第三十三条第一項の許可を受けて社会福祉事業等従事者につき無料の職業紹介事業を行う者はならない。

3 社会福祉事業等を經營する者その他厚生労働省令で定める者は、前二項の規定による届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うはならない。

4 第九十四条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「就業」を「その就業の促進に関する情報の提供、相談その他」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の二項を加える。

六 社会福祉事業等に従事しようとする者について、無料の職業紹介事業を行うこと。

九十五条の見出しを「(関係機関等との連携)に改め、同条中「前条に規定する」を「前条各号に掲げる」に改め、「当たつては」の下に「地方公共団体、公共職業安定所その他の関係機関及び」を加え、同条の次に次の四条を加える。

(情報の提供の求め)

第九十五条の二 都道府県センターは、都道府県その他の官公署に対し、第九十四条第七号に掲げる業務を行つるために必要な情報の提供を求めることができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはない。

3 その役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、当該委託に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 第九十七条中「第九十四条に規定する」を「第九十四条各号に掲げる」に改める。

5 第九十八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第九十三条第一項の規定による」及び「(以下この条において「指定」という。)を削り、同項第一号中「第九十四条に規定する」を第九十四条各号に掲げる」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項として次の二項を加える。

都道府県知事は、都道府県センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第九十三

なければならない。

2 社会福祉事業等従事者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

3 生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

4 第九十四条第六号に掲げる業務に係る無料の職業紹介事業につき、職業安定法第三十二条第六第二項の規定による更新を受けたとき、同条第四項において準用する同法第三

2 第一百一条中「第九十三条第三項から第四項まで」を「第九十三条第三項から第五項まで、第九十五条の四」に、「第九十三条第二項」を「第九十三条第三項」に、「前項」を「第一項」に、「第九十七条」を「第九十五条の四中「第九十四条各号」とあるのは「第九十条各号」と、第九十七条に改める。

3 第一百六条中「第九十三条第二項から第四項まで」を「第九十三条第三項から第五項まで、第九十五条の四」に、「第九十三条第二項」を「第九十三条第三項」に、「前項」を「第一項」に、「第九十六条第一項」を「第九十五条の四中「第九十条各号」とあるのは「第九十三条各号」と、第九十三条第三項に改める。

4 第一百六条第一項に改め、「第九十五条の四中「第九十条各号」とあるのは「第九十三条各号」とあるのは「第九十条各号」と、第九十七条に改める。

5 第一百五十五条第一項中「第二十六条第四項各号」を「第四十条第一項各号」に改める。

6 第十二章中「第一百三十二条の前に次の五条を加える。

7 第一百三十条の二 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会福祉法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為を

8 第一百三十条の二 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会福祉法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為を

9 第一百三十条の二 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会福祉法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為を

10 第一百三十条の二 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会福祉法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為を

たときは、七年以下の懲役若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 一 評議員、理事又は監事
 二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事又は監事の職務を代行する者

三 第四十二条第二項又は第四十五条の六第六项(第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。)の規定により選任された一時評議員、理事、監事又は理事長の職務を行うべき者

2 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は清算法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算法人に財産上の損害を加えたときは、前項と同様とする。

一 清算人
 二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人の職務を代行する者

三 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五条第二項の規定により選任された一時清算人又は清算法人の監事の職務を行なうべき者

四 第四十六条の十一第七項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十九条第二項の規定により選任された一時代表清算人の職務を行なうべき者

五 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五条第二項の規定により選任された一時清算法人の評議員の職務を行なうべき者

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第六百三十三条の三 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を

收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。
 一 前条第一項各号又は第二項各号に掲げる者は、
 二 会計監査人又は第四十五条の六第三項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

3 第一項の場合において、犯人の收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第一百三十条の四 第百三十条の二及び前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 前条第二項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五条号第二条の例)に従う。

第一百三十条の五 第百三十条の三第一項第二号に掲げる者が法人であるときは、同項の規定は、その行為をした会計監査人又は一時会計監査人の職務を行なうべき者に対して適用する。

3 第百三十条の六 第九十五条の四(第一百一条及び第一百六条において準用する場合を含む。)又は第九十五条の五第二項若しくは第三項、第四十五条の十第五第二項若しくは第三項、第四十五条の十第九第三項、第四十五条の二十五、第四十五条の三十二第三項若しくは第四項、第四十五条の三十四第三項、第四十六条の二十一第二項若しくは第三項、第四十六条の二十六第二項、第五十一条第二項、第五十一条第一項、第五十一条第二項、第五十一条第三項、第五十一条第四項、第五十一条第五項、第五十一条第六項、第五十一条第七項若しくは第五十四条の十一第二項の規定又は第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百三十条の七 第百三十条を次のように改める。

第一百三十条の八 第百三十条を次のように改める。

第一百三十条の九 第百三十条評議員、理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行なうべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事、監事若しくは清算人の職務を代行する者、第一百三十条の二第二項第三号に規定する一時評議員、

理事、監事若しくは理事長の職務を行なうべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは清算法人の監事の職務を行なうべき者、同条第四号に規定する一時代表清算人の職務を行なうべき者、同項第五号に規定する一時清算法人の評議員の職務を行なうべき者又は第一百三十条の三第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行なうべき者は、次にいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律に基づく政令の規定による登記をする 것을怠つたとき。

二 第四十六条の十二第一項、第四十六条の三十第一項、第五十三条第一項、第五十四条の三第一項又は第五十四条の九第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三 第三十四条の二第二項若しくは第三項、第四十五条の十一第四項、第四十五条の十第五第二項若しくは第三項、第四十五条の十第九第三項、第四十五条の二十五、第四十五条の三十二第三項若しくは第四項、第四十五条の三十四第三項、第四十六条の二十一第二項若しくは第三項、第四十六条の二十六第二項、第五十一条第二項、第五十一条第三項、第五十一条第四項、第五十一条第五項、第五十一条第六項、第五十一条第七項若しくは第五十四条の十一第二項の規定又は第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十九条第二項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

四 第三十四条の二第一項、第四十五条の十第五第二項若しくは第三項、第四十五条の十一第二項若しくは第三項、第四十五条の十第五第二項若しくは第三項、第四十五条の三十二第三項若しくは第四項、第四十五条の三十四第三項、第四十六条の二十一第二項若しくは第三項、第四十六条の二十六第二項、第五十一条第二項、第五十一条第三項、第五十一条第四項、第五十一条第五項、第五十一条第六項、第五十一条第七項若しくは第五十四条の十一第二項の規定又は第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十九条第二項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき。

五 定款、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、收支計算書、事業報告、事務報告、第四十五条の二十七第二項若しくは第四十六条の二十四第一項の附屬明細書、監査報告、会計監査報告、決算報告又は第五十一条第一項、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第四十五条の二十六第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 定款、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、收支計算書、事業報告、事務報告、第四十五条の二十七第二項若しくは第四十六条の二十四第一項の附屬明細書、監査報告、会計監査報告、決算報告又は第五十一条第一項、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第三十四条の二第一項、第四十五条の十第五第二項若しくは第三項、第四十五条の十一第二項若しくは第三項、第四十五条の十第五第二項若しくは第三項、第四十五条の三十二第三項若しくは第四項、第四十五条の三十四第三項、第四十六条の二十一第二項若しくは第三項、第四十六条の二十六第二項、第五十一条第二項、第五十一条第三項、第五十一条第四項、第五十一条第五項、第五十一条第六項、第五十一条第七項若しくは第五十四条の十一第二項の規定又は第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十九条第二項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき。

七 第四十六条の二第二項又は第四十六条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

八 清算の結了を遅延させる目的で、第四十条の三十第一項の期間を不当に定めたところ。

九 第四十六条の三十一第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

十 第四十六条の三十三の規定に違反して、清算法人の財産を引き渡したとき。

十一 第五十三条第三項、第五十四条の三第一項又は第五十四条の九第三項の規定に違反して、吸収合併又は新設合併をしたとき。

十二 第五十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

別表都道府県の項中「第三十九条の三、第四十三条第一項及び第三項」を「第四十二条第二項、第四十五条の六第二項(第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む)、第四十五条の九第五項、第四十五条の三十六第二項及び第四項に、「第四十六条の七、第四十七条の三、第四十九条第二項」を「第四十六条の六第四項及び第五項、第四十七条の五、第五十条第三項、第五十四条の六第二項、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四」に改め、同表市の項中「第三十九条の三、第四十三条第一項及び第三項」を「第四十二条第二項、第四十五条の六第二項(第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む)、第四十五条の九第五項、第四十五条の三十六第二項及び第四項に、「第四十六条の七、第四十七条の三、第四十九条第二項」を「第四十六条の六第四項及び第五項、第四十七条の五、第五十条第三項、第五十四条の六第二項、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四」に改める。社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正

第三条 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項第一号中「障害児入所施設」を

削り、同項第四号を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の二中「認可」を「設置の認可」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第二項第一号中「第三十四条の三第二項の規定による届出がなされた障害児通所支援事業並びに同法を削り、「なされた児童自立生活援助事業」を「された児童自立生活援助事業」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第三項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第一号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。
五 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十二条第一項の規定による届出がされた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)に規定する障害者支援施設
六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第二項の規定による届出がされた障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業及び移動支援事業
一 児童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届出がされた障害児通所支援事業
二 児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた障害児入所施設の業務(同法第二十七条第一項の規定により同項第三号の措置がとられている児童に係るものに限る)に従事することを要する者として政令で定めるもの

三 退職した者の被共済職員期間が十六年以上十九年以下である場合における退職手当金の額は、第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
四 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百六十
五 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百五十
六 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十
七 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十
八 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百六十

三 十六年以上十九年以下の期間については、一年につき百分の百四十九
四 二十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の九十九
五 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百四十四
六 三十一年以上の期間については、一年につき百分の九十九
七 二十六年以上十九年以下の期間については、一年につき百分の百四十五
八 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百四十五
九 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十五
十 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百六十五

三 十六年以上十九年以下の期間については、一年につき百分の百四十九
四 二十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の九十九
五 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百四十五
六 三十一年以上の期間については、一年につき百分の九十九
七 二十六年以上十九年以下の期間については、一年につき百分の百四十五
八 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百四十五
九 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十五
十 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百六十五

<p>九条及び前項の規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。</p> <p>5 当分の間、第九条の二の規定の適用については、同条中「前二条」とあるのは、「前二条並びに附則第三項及び第四項」とする。</p> <p>(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)</p> <p>第四条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十年法律第三十号)の一部を次のように改正する。</p>

<p>附則第二条第一項を次のように改める。</p> <p>第四十条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる者であつて、九月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができる。</p> <p>一 平成二十六年三月三十一日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上(専攻科において二年以上)介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者</p> <p>二 平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者(次号に掲げる者を除く。)</p> <p>三 平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあつては、二年以上)介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者</p> <p>第三条 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改訂する。</p> <p>第三十九条を次のように改める。</p> <p>第三十九条 介護福祉士試験に合格した者は、介護福祉士となる資格を有する。</p> <p>第四十条第二項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号を同項第五号とし、同項第一号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。</p> <p>一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入學することができる者(この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定による社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する。</p>

<p>第五条 第二条の二の規定 平成二十八年四月一日</p> <p>六 第三条の二の規定並びに附則第七条、第十条及び第十二条の規定 平成三十四年四月一日</p> <p>附則第二条第二項中「及び第五号」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。</p> <p>2 第二条の二の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第二号の規定による学校及び養成施設の指定並びにこれに關し必要な手續その他の行為は、前条第五号に掲げる規定の施行前においても、同項第二号の規定の例により行うことができる。</p> <p>附則第六条中「社会福祉士及び介護福祉士法」の下に「(以下「旧法」という。)」を加え、同条の次に次の三条を加える。</p> <p>三 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入學することができる者(この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入學させた者を含む)であつて、厚生労働省令で定めた学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者を除く。)は、新法第三十九条の規定にかかわらず、当該該当するに至つた日(以下「要件該当日」という。)以後要件該当日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して五年を経過する日(次項及び次条において「五年経過日」という。)までの間、介護福祉士となる資格を有する。</p> <p>2 前項の規定により介護福祉士となる資格を有するものとされた者(五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格した者を除く。以下「要件該當者」という。)が受けた介護福祉士の登録は、当該要件該當者が五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格しなかつたときは、五年経過日にその効力を失うものとする。</p>

<p>第六条の三 要件該當者であつて、五年経過日において、当該大学が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定を改正する法律(平成二十七年法律第号)の公布の日</p>

までの間に介護福祉士の登録を受けたもの
が、要件該当日の属する年度の翌年度の四月
一日から五年経過日までの間繼續して介護
サービスの基盤強化のための介護保険法等の
一部を改正する法律(平成二十三年法律第七
十二号)附則第十三条第九項の規定により読
み替えて適用する同法第五条の規定による改
正後の社会福祉士及び介護福祉士法第二条第
二項に規定する介護等の業務に従事した場合
には、新法第三十九条及び前条第二項の規定
にかわらず、五年経過日の翌日以後においても、
介護福祉士となる資格を有する。

第六条の四 要件該当者であつて、附則第六条 の二第一項の適用を受ける期間中に育児休業 等(育児休業、介護休業等育児又は家族介護 を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年 法律第七十六条)第一条第一号に規定する育 児休業、同条第二号に規定する介護休業その 他これらに準ずるものとして厚生労働省令で 定める休業をいう。)をしたものに対する前二 条の規定の適用については、同項中「五年を」 とあるのは「五年に附則第六条の四に規定す る育児休業等の期間(当該期間が五年を超 えるときは、五年)を加えて得た期間を」とし、 前条中「から五年経過日までの間」とあるのは 「から五年経過日までの間(次条に規定する育 児休業等の期間を除く。)」とする。

附則第七条中「この法律の施行の」を「附則第
一条第六号に掲げる規定による改正後の社会福祉
士及び介護福祉士法」に、「この法律」を「同
号に掲げる規定」に改める。

(介護サービスの基盤強化のための介護保険法
等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 介護サービスの基盤強化のための介護保
険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法
律第七十二条)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項中「平成三十八年三月三 十一日」を「平成三十九年三月三十一日」に改 め、同条第八項中「第六条の規定による改正後 の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正 する法律第三条」を「新社会福祉士及び介護福祉 士法附則第三条第一項の規定の適用について

は、平成二十八年四月一日から平成三十四年三
月三十一日までの間は、同項中「介護福祉士」と
あるのは、「介護福祉士(介護サービスの基盤強
化のための介護保険法等の一部を改正する法律
(平成二十三年法律第七十二条)附則第十三条第
一項に規定する特定登録者であつて、同条第三
項に規定する指定研修課程を修了していないも
のを除く。)」とし、社会福祉法等の一部を改正
する法律(平成二十七年法律第一号)第五条の規定
による改正後の社会福祉士及び介護福
祉法等の一部を改正する法律(以下「平成十九年
一部改正法」という。)第三条の二に改め、「(次
条第三項において「改正後の社会福祉士及び介
護福祉士法」という。)」を削り、「については」の
下に「同年四月一日以後は」を加え、同条に次
の三項を加える。

9 次に掲げる者(次項及び第十一項において
「新特定登録者」という。)に対する新社会福祉
士及び介護福祉士法の適用については、新社
会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項中
「介護(喀痰吸引その他のその者が日常生活を
営むのに必要な行為であつて、医師の指示の
下に行われるもの(厚生労働省令で定めるも
のに限る。以下「喀痰吸引等」という。)を含
む。)」とあるのは「介護」と、新社会福祉士及
び介護福祉士法第三条第三号中「社会福祉又
は保健医療」とあるのは「社会福祉」とし、新
法等の一部を改正する法律の一部改正)

10 新特定登録者については、平成二十八年四
月一日から平成三十九年三月三十一日までの
間に申請をした場合には、前項の規定は、適
用しない。

(施行期日)

11 第三項から第八項までの規定は、新特定登
録者について準用する。この場合において、
第三項中「前項」とあり、及び第四項中「第二
項」とあるのは「第十項」と、第五項及び第六
項中「特定登録証」とあるのは「新特定登録証」
と、第八項中「附則第十三条第一項」とあるの
は「附則第十三条第九項」と、「特定登録者」と
あるのは「新特定登録者」と、「同条第三項」と
あるのは「同条第十一項において準用する同
条第三項」と読み替えるものとする。

附則第十四条第三項中「者に対する」の下に
「附則第十二条第一項の規定により読み替えら
れた」を加え、「あるのは「喀痰吸引等」を「ある
のは「喀痰吸引等」」と改め、「とし」の下に「新社
会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項の
規定の適用については、同年四月一日から平成
三十四年三月三十一日までの間は、同項中「医
師の指示の下に」とあるのは「医師の指示の下
に、介護サービスの基盤強化のための介護保
険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律
第七十二条)の一部を次のように改正する。

正法第三条の規定による改正前の社会福祉
士及び介護福祉士法第三十九条第一号から
第三号までの規定により介護福祉士となる
資格を有するに至った者(特定登録者を除
く)であつて、当該資格を有するに至った
日以後に介護福祉士の登録を受けたもの
の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正
する法律第三条を「新社会福祉士及び介護福祉
士法附則第三条第一項の規定の適用について

は、平成二十八年四月一日から平成三十四年三
月三十一日までの間は、同項中「介護福祉士」と
あるのは、「介護福祉士(介護サービスの基盤強
化のための介護保険法等の一部を改正する法律
(平成二十三年法律第七十二条)附則第三条第一
項に規定する特定登録者であつて、同条第三
項に規定する指定研修課程を修了していないも
のを除く。)」とし、社会福祉法等の一部を改正する法律
(平成二十七年法律第一号)第五条の規定に
よる改正後の平成十九年一部改正法第三条の二
の規定による改正後の社会福祉士及び介護福
祉法附則第十条第一項の規定の適用について
は、「」を加え、「改正後の社会福祉士及び介護福
祉法附則第十条第一項」を「同項」に改める。

第七十二条)附則第十四条第一項の規定による
認定を受けた者ことに当該認定に係ると、「喀
痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が
修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修
の課程に応じて」とあるのは「喀痰吸引等のう
ち」とし、社会福祉法等の一部を改正する法律
(平成二十七年法律第一号)第五条の規定に
よる改正後の平成十九年一部改正法第三条の二
の規定による改正後の社会福祉士及び介護福
祉法附則第十条第一項の規定の適用について
は、「」を加え、「改正後の社会福祉士及び介護福
祉法附則第十条第一項」を「同項」に改める。

二 平成二十九年四月一日から平成三十四年三
月三十一日までの間に平成十九年一部改
正法附則第六条の二第一項の規定により介
護福祉士となる資格を有するに至った者で
あつて、当該資格を有するに至った日以後
に介護福祉士の登録を受けたもの(介護福
祉試験に合格した者を除く。)

12 新特定登録者については、平成二十八年四
月一日から平成三十九年三月三十一日までの
間に申請をした場合には、前項の規定は、適
用しない。

(施行期日)

13 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第五条及び第六条の規定並びに附則第五
条、第七条、第九条、第三十一条、第三十二
条、第三十四条及び第三十五条の規定 公布
の日

二 第一条、第三条及び第四条の規定並びに次
条から附則第四条までの規定並びに附則第六
条、第二十六条から第三十条まで、第三十三
条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成
二十八年四月一日

(第一条の規定による社会福祉法の一部改正に
伴う経過措置)

14 第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の日(以
下「第二号施行日」という。)前に第一条の規定に
よる改正前の社会福祉法(以下この条及び附則
第六条において「第二号旧社会福祉法」という。)
の規定によりされた認可等の処分その他の行為
(以下この項において「処分等の行為」という。)
又は同号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧
社会福祉法の規定によりされている認可等の申
請その他の行為(以下この項において「申請等の申

行為」という。)で、第二号施行日においてこれらの方行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、第二号施行日以後における第一条の規定による改正後の社会福祉法(以下「第二号新社会福祉法」という。)の適用については、第二号新社会福祉法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 第二号施行日前に第一号旧社会福祉法の規定により所轄庁に対し届出その他の手続をしなければならない事項で、第二号施行日前にその手続がされていないものについては、これを、第二号新社会福祉法の相当規定により所轄庁に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、第二号新社会福祉法の規定を適用する。

第三条 第二号新社会福祉法第四十四条第一項、第三項及び第四項の規定は、第二号施行日以後に開始する会計年度に係る会計帳簿について適用する。

第四条 第二号新社会福祉法第五十九条の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する会計年度に係る同条各号に掲げる書類について適用する。

第五条 厚生労働大臣は、第二号施行日前においても、第二号新社会福祉法第八十九条の規定の例により、同条第一項に規定する社会福祉事業等従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るために措置に関する基本的な指針を定めることができる。

第六条 附則第一号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧社会福祉法第九十三条第一項、第九十九条又は第一百二条の規定による指定を受けている都道府県福祉人材センター、中央福祉人材センター又は福利厚生センターは、第二号施行日において、それぞれ第二号新社会福祉法第九十三条第一項、第九十九条又は第一百二条の指定を受けたものとみなす。

(第二条の規定による社会福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、必要な定款の変更をし、所轄庁の認可を受けるなければならない。

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更是、施行日において、その効力を生ずる。

第八条 第二条の規定による改正後の社会福祉法(以下「新社会福祉法」という。)第三十七条の規定は、施行日以後最初に招集される定期評議員会の終結の時から適用する。

第九条 施行日前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、あらかじめ、新社会福祉法第三十九条の規定により、評議員を選任しておかなければならぬ。

2 前項の規定による選任は、施行日において、その効力を生ずる。この場合において、新社会福祉法第四十一条第一項の規定の適用について

は、同項中「選任後」とあるのは、「社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第号)」の施行の日以後」と、「を選任後」とあるのは「を同日以後」とする。

3 施行日の前日において社会福祉法人の評議員である者の任期は、同日に満了する。

第十条 この法律の施行の際現に存する社会法人であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えないものに対する新社会福祉法第四十条第三項の規定の適用については、施行日から起算して三年を経過する日までの間、同項中「定款で定めた理事の員数を超える数」とあるのは、「四人以上」とする。

第十一條 新社会福祉法第四十三条第一項の規定は、施行日以後に行われる社会福祉法人の役員(理事及び監事をいう。以下同じ。)の選任について適用する。

第十二条 この法律の施行の際現に存する社会福祉法人については、新社会福祉法第四十四条第三項の規定は、施行日以後最初に招集される定期評議員会の終結の時から適用し、当該定期評議員会の終結前は、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員については、施行日以後最初に招集される定期評議員会の終結の時までの間は、新社会福祉法第四十四条第四項から第七項までの規定は適用せず、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員の任期は、新社会福祉法第四十五条の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される定期評議員会の終結の時までとする。

第十五条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の理事の代表権については、施行日以後に選定された理事長が就任するまでの間は、なお従前の例による。

第十六条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員及び評議員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

第十七条 新社会福祉法第四十五条の二十三第一項及び第六章第四節第二款の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る会計帳簿について適用する。

第十八条 新社会福祉法第四十五条の二十七(第一項を除く。)及び第四十五条の二十八から第四十五条の三十三までの規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る会計帳簿に規定する。

第十九条 新社会福祉法第四十五条の三十四の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る同条第一項に規定する財産目録等について適用する。

第二十条 新社会福祉法第四十五条の三十五の規定は、施行日以後最初に招集される定期評議員会の終結の時から適用する。

第二十一条 施行日前に生じた第二条の規定による改正前の社会福祉法(附則第二十五条第一項各号に掲げる事由により社会福祉法人が解散した場合の清算については、なお従前の例による。

第二十二条 新社会福祉法第六章第六節第三款の規定は、施行日以後に合併について評議員会の決議があつた場合について適用し、施行日前に合併について社会福祉法人の理事の三分の二以上の同意(定款でさらに評議員会の決議を必要とするものと定められている場合には、当該同意及びその決議)があつた場合については、なほ従前の例による。

第二十三条 新社会福祉法第五十五条の二の規定は、施行日以後に開始する会計年度から適用する。

第二十四条 新社会福祉法第五十九条の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る同条各号に掲げる書類について適用する。

第二十五条 この法律の施行の際現に旧社会福祉法第九十三条第一項の規定による指定を受けている都道府県福祉人材センターであつて施行日において職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十三条第一項の許可を受けているものは、施行日において、新社会福祉法第九十三条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧社会福祉法第九十三条第一項の規定による指定を受けている都道府県福祉人材センターであつて施行日において職業安定法第三十三条第一項の許可を受けていないものに係る当該指定は、施行日において、その効力を失うるものとする。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手

当共済契約(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条の二第二項の規定による届出がされた障害児通所支援事業、同法第三十五条第四項の規定による認可を受けた障害児入所施設、社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がされた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設又は同法第七十九条第二項の規定による届出がされた障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う事業若しくは移動支援事業(以下「障害者支援施設等」と総称する。)に係るものに限る。)は、第三条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下「新共済法」という。)第二条第三項に規定する特定介護保険施設等(以下「特定介護保険施設等」という。)に係る退職手当共済契約とみなす。

2 第二号施行日前に障害者支援施設等を経営し

ていた社会福祉施設職員等退職手当共済法第二十条第十項に規定する共済契約者(社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第百十一号。附則第二十八条第一項第一号において「社会福祉事業法等改正法」という。)附則第二十三条第一項の規定の適用を受ける者を含む。以下「共済契約者」という。)が、第二号施行日前に厚生労働省令で定めるところにより独立行政法人福祉医療機関(次条及び附則第三十五条第二項において「機構」という。)に届け出たときは、第二号施行

日以後新たに当該共済契約者に使用され、か

つ、特定介護保険施設等(当該障害者支援施設等に限る。)の業務に常時従事することを要する

者となる者(社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第六項に規定する社会福祉施設等職員を除く。)については、前項及び社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第十一項の規定にかかるらず、同項に規定する被共済職員でないものとする。

第二十七条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に特定介護保険施設等(障害者支援施設等に限る。附則第三十条第一項において同じ。)を経営している社会福祉施設職員等退職手当共済法第五項に規定する経営者が、第二号施行日前に第三条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下「旧共済法」という。)の規定によつてした退職手当共済契約の申込みは、新共済法第二条第三項の規定により機構に申し出したものとみなす。

二 第二号施行日前に被共済職員でなくなった者で第二号施行日以後にさらに被共済職員となつたものが、第二号施行日以後に退職をし、かつ、社会福祉施設職員等退職手当共済法第十二条第六項又は第七項の規定により第二号施行日前の被共済職員期間と第二号施行

日以後の被共済職員期間とが合算される場合第二十九条 第二号施行日の前日に被共済職員であつた者のうち、第二号施行日以後において社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第七項に規定する特定介護保険施設等職員であるもの(共済契約者に継続して使用される者であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に存する障害者支援施設等の業務に常時従事することを要するものに限る。)については、同法第二条第六項に規定する社会福祉施設等職員とみなして、同法第十五条、新共済法第十八条及び社会福祉施設職員等退職手当共済法第十九条の規定を適用する。

第三十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に特定介護保険施設等を経営している共

済契約者が、当該共済契約者に使用され、かつ、当該特定介護保険施設等の業務に常時従事することを要する者であつて、第二号施行日以後に被共済職員となつたものの全ての同意を得たときは、社会福祉施設職員等退職手当共済法第六条第五項の規定にかかるらず、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に第六項、第七条及び第十二条第六項の規定の適用については、同法第六条第五項の規定による退職手当共済契約の解除とみなす。

2 前項の規定による退職手当共済契約の解除は、社会福祉施設職員等退職手当共済法第六条第六項、第七条及び第十二条第六項の規定の適用については、同法第六条第五項の規定による退職手当共済契約の解除とみなす。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う準備行為)

第三十一条 第四条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条第一項(同項第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定による高等学校及び中等教育学校の指定並びにこれに關し必要な手続その他の行為は、第二号施行日前においても、第四条の規定による改正後の同法附則第二条第一項(同項第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の例により行うことができる。

(社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第五条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定によりされている学校及び養成施設の指定並びにこれに關し必要な手続その他の行為は、第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第二条第二項又は第三項の規定によりされた学校及び養成施設の指定並びにこれに關し必要な手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に關する経過措置)

第三十三条 この法律(附則第一条第二号に掲げ

る規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の第五項の規定により読み替えて適用する社会福

祉施設職員等退職手当共済法第九条の二並びに新共済法第十一条並びに附則第三項及び第四項の規定により計算した退職手当金の額よりも多いときは、これらの規定にかかるらず、その多額をもつてその者に支給すべき退職手当金の額とする。

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する者が第二号施行日の前日に当該退職をした理由と同一の理由により退職をしたものとみなして、政令で定めるところにより、旧共済法第八条及び第九条、社会福祉施設職員等退職手当共済法第九条の二、旧共済法第十二条第一項及び介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)附則第二十五条第二項の規定の例により計算した場合の退職手当金の額が、新共済法第八条及び第九条、新共済法附則

が、新共済法第八条及び第九条、新共済法附則

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第三十五条 政府は、この法律の公布後五年を目標として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この項において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成二十九年度までに、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に關し、総合的な子ども・子育て支援の実施の状況を勘案し、機構第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の職員に係る退職手当金の支給に要する費用に關するものに限る。)の見直しについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第三十六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の項第一号中「及び第四項(第四十三条第十五号)」を削り、「第三項及び第四項(第四十三条第十五号)」を「第五十九条第一項」に、「第五十九条第二項」を「第五十九条第三項」に、「第三項及び第四項(第五十九条第二項)」を「及び第三項」に、

「から第四項まで及び第五項」を「第四項から

第八項まで及び第九項」に、「第五十九条第一項」を「第五十九条」に改め、同項第二号中「から

第四項まで及び第五項」を「第四項から第八項まで及び第九項」に、「第五十九条第一項」を「第五十九条」に改め、同項第三号中「第五十九条第一項」を「第五十九条第二項」に、「第五十九条第三項」を「第五十九条第四項」に改め、同項第三号中「第五十九条第一項」を「第五十九条第二項」に改める。

第三十七条 地方自治法の一部を次のよう改正する。

第五十九条「第五十九条第一項」を「第五十九条」に改め、同項第三号中「第五十九条第一項」を「第五十九条第二項」に、「第五十九条第三項」を「第五十九条第四項」に改め、同項第三号中「第五十九条第一項」を「第五十九条第二項」に改める。

第五十九条「第五十九条第一項」を「第五十九条第二項」に改め、同項第三号中「第五十九条第一項」を「第五十九条第二項」に改める。

外埠(号)

二 総領事館										
地 域	所 在 地	号								
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	
アシア	コルカタ チエンナイ ベンガルール ムンバイ スラバヤ デンパサール メダン チエンマイ 済州 釜山 広州 上海 重慶	円 630,000 640,000 630,000 690,000 560,000 500,000 540,000 530,000 750,000 680,000 780,000 840,000 560,000	円 612,800 627,900 594,900 539,900 588,500 797,100 810,000 630,000 750,000 810,000 780,000 830,000 527,000	円 580,700 527,300 484,900 429,900 554,700 737,300 749,400 565,800 714,300 744,100 765,400 593,600	円 473,900 420,500 429,900 385,900 473,900 679,700 714,500 531,700 691,700 722,000 729,400 539,600	円 377,700 356,400 385,900 363,900 420,500 377,700 597,900 474,800 601,400 688,700 669,500 485,500	円 356,400 335,000 341,900 330,000 356,400 335,000 350,100 327,400 420,800 478,100 501,700 377,400	円 335,000 313,700 320,000 313,700 350,100 327,400 326,600 248,400 236,300 267,900 248,400 312,500	円 313,700 320,000 330,000 313,700 335,000 327,400 326,600 248,400 236,300 267,900 248,400 290,900	円 313,700 320,000 330,000 313,700 335,000 327,400 326,600 248,400 236,300 267,900 248,400 290,900

外 告 (報) 盤

瀋陽 青島 香港 カラチ ホーチミン ペナン	640,000 680,000 810,000 740,000 530,000 530,000	597,600 661,200 751,400 704,000 494,600 510,400	561,500 619,900 704,500 673,800 464,900 478,500	501,300 551,000 626,200 623,400 415,500 425,300	441,100 482,100 547,900 573,000 366,100 372,100	381,000 413,300 469,700 522,600 277,100 319,000	332,800 358,200 407,000 482,300 257,300 276,400	284,700 303,100 375,700 462,100 237,500 255,200	260,700 275,500 344,400 421,800 217,800 233,900	
大洋州	シドニー パース ブリスベン メルボルン オーカ蘭ド	700,000 670,000 690,000 690,000 680,000	653,200 646,100 639,700 644,000 661,700	612,300 605,700 599,700 603,800 551,400	544,300 538,400 533,100 469,600 482,500	476,300 471,100 466,500 402,500 413,600	353,800 403,800 399,800 348,900 358,400	326,600 350,000 319,900 322,000 330,800	299,400 296,100 293,200 295,200 275,700	
北米	アトランタ サンフランシスコ シートル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガツニヤ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス カルガリー トロント バンクーバー モントリオール	620,000 700,000 630,000 670,000 610,000 590,000 680,000 800,000 590,000 640,000 670,000 590,000 640,000 620,000 640,000 700,000 630,000 700,000 710,000 650,000	580,600 653,400 589,100 621,400 570,600 574,300 631,300 686,400 568,800 595,100 624,500 581,200 592,600 655,100 611,300 655,200 614,300 655,900 625,800	544,300 544,500 552,300 582,500 534,900 538,400 591,900 643,500 533,300 557,900 585,500 544,800 555,500 614,100 573,100 655,400 614,300 656,600 586,700	423,300 476,400 429,500 517,800 475,500 478,600 526,100 572,000 474,000 495,900 520,400 484,300 493,800 545,900 573,100 599,400 445,700 477,800 478,300 456,300	362,900 408,400 368,200 453,100 416,100 418,800 394,600 500,500 355,500 433,900 390,300 414,800 371,900 322,300 338,300 423,800 432,100 409,400 382,100 409,500 410,000 391,100	290,300 353,900 319,100 336,600 356,600 359,000 311,100 342,000 371,800 308,100 321,000 338,300 312,200 296,300 300,200 305,600 327,600 355,300 328,000 339,000	266,100 299,500 294,500 310,700 285,300 287,200 315,700 343,200 284,400 297,500 312,200 260,700 272,700 248,000 286,200 266,400 271,600 290,200 280,200 254,700 300,300 273,300 286,800	241,900 272,300 245,500 258,900 237,800 263,200 239,300 263,100 289,400 283,100 286,000 237,000 248,000 260,200 242,200 246,900 273,000 280,200 254,700 300,300 273,300 286,800	
中南米	クリチバ サンパウロ マナウス リオデジャネイロ レオ	700,000 780,000 750,000 830,000 590,000	681,600 728,500 732,400 772,000 574,400	640,200 684,200 692,200 726,900 539,800	571,300 610,400 625,300 651,700 482,000	502,400 536,600 558,400 576,500 424,300	433,500 462,800 491,500 501,300 366,500	378,300 403,800 437,900 441,100 320,300	350,800 374,200 411,200 411,000 297,200	323,200 344,700 384,400 380,900 350,900
歐州	ミラノ エティンバラ	760,000 760,000	706,700 684,300	662,500 608,300	588,900 515,300	441,700 456,200	382,800 395,400	353,300 365,000	323,900 334,600	

外 事 部											
地 域	所 在 地	別 号									
		大 使	公 使	特 使	号 1	号 2	号 3	号 4	号 5	号 6	号 7
ア ジ ア	ジャカルタ (東南アジア諸国連合)	560,000	540,000	508,100	488,700	459,500	411,000	362,500	313,900	275,100	255,700
北 米	ニューヨーク (国際連合) モントリオール (国際民間航空機関)	910,000	770,000	715,000	686,400	643,500	572,000	500,500	429,000	371,800	343,200
歐 州	ウェーン (在ウェーン国際機関) ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関) (軍縮会議) (A.I.) (経済協力開発機構) (国際連合教育科学文化機関) ブリュッセル (欧洲連合)	850,000	820,000	767,100	736,400	690,400	613,700	537,000	460,300	398,900	368,200
中 東	ドバイ ジッダ イスタンブール	670,000	646,300	605,900	538,600	471,300	404,000	350,100	323,200	296,200	269,300
		670,000	690,000	668,800	632,600	572,300	512,000	451,700	379,400	355,300	331,200
		620,000	596,200	558,900	496,800	434,700	372,600	322,900	298,100	273,200	248,400
三 政府代表部											
四 附録											

災害対策としての緊急事態条項全般に関する

質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年三月九日

参議院議長 山崎 正昭殿 蓮舫

災害対策としての緊急事態条項全般に関する

質問主意書

一 中央防災会議に平成二十三年に設置された防災対策推進検討会議の提言に基づく政府による法改正は全て終わっている、積み残しはない、という認識でよいか。もし積み残しがあるのであれば、今後予定されている法改正の内容等を明らかにされたい。

二 東日本大震災の直後、ガソリン不足が発生したところ、この教訓を踏まえて既にとられた対策の概要(法制度上の対策と備蓄や運搬等の対策)を明らかにされたい。

三 東日本大震災の直後、ガソリン不足が発生したところ、ガソリン不足により、例えば救急車などの緊急車両が出动できなかつたという事実はあるか。

四 東日本大震災の直後、岩手県、宮城県及び福島県において、道路上に車両等が置かれていたため避難所等に救援物資等を運ぶことができなかつた、あるいは障害が生じたという事例はあるか。あつたとすればその事例の内容とその後とられた対策の状況を明らかにされたい。

五 東日本大震災のように、今後、大規模な自然災害と原子力発電所の事故が同時に発生した場合、政府の指示系統等は混亂なく機能するのか。政府の認識を東日本大震災後にとられた対策を含めて明らかにされたい。

六 災害法制には様々な「罰則」が定められているところ、東日本大震災において、当該罰則に基

づき逮捕等がなされたことはあるか。あつたとすれば具体的な事例等を明らかにされたい。

七 災害法制には、例えば災害対策基本法第六十四条第一項や第六十五条第一項のように、強い権限が定められているところ、東日本大震災において、各条項に基づき任意の協力を求め同意を得る度合を超えて、実際に権限が行使されたことはあるか。あつたとすれば具体的な事例等を明らかにされたい。

八 前記七の権限が適正に行使されなかつた結果、何らかの実害等が発生した事例の有無及びその内容を明らかにされたい。

九 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故後、物資の運搬を行う運転手等が放射線等による影響を懸念した結果、同原子力発電所を含む周辺地域等への物資の運搬等が円滑に行えなかつたという事例の有無及び今後予定されている法改正がある場合はその内容等を明らかにされたい。

十 既に三千人を超える震災関連死が認められているところ、政府による震災関連死の原因調査の状況を明らかにされたい。また、今後予定されている調査の有無及びその内容も明らかにされたい。また、この教訓を踏まえて震災後にとられた対策、積み残しの有無及び今後予定されている法改正がある場合はその内容等を明らかにされたい。

十一 震災関連死の事例を集約・分析することにより、当時の対応の不十分であつた部分や今後の防災、減災及び被災者支援施策の教訓が明らかになる可能性があると指摘されているところ、今後の防災対策等に資するため、政府が震災関連死の事例を集約・分析調査等したことはあるか。また、今後予定されているか。ある場合及び予定されている場合は匿名化による公表の予定の有無も明らかにされたい。

十二 東日本大震災発生日から同年五月十日まで

の二ヶ月間において、政府が、被災者の命や生活等を守るために早急に必要だと判断した法律の制定ないし法律の改正が、国会審議の結果実現できなかつたことはあるか。あつたとすればその内容を明らかにされたい。

十三 東日本大震災発生日から同年五月十日までの二ヶ月間において、自由民主党が、被災者の命と生活等を守るために早急に必要だと提案した法律の改正が、国会審議の結果実現できなかつたことはあるか。政府の承認するところを示されたい。また、あつたとすればその内容を明らかにされたい。

十四 政府が「オールハザード」として列挙している事態、すなわち①自然災害、大規模な火事・事故等、②原子力災害、③新型インフルエンザ等、④武力攻撃事態について、平成二十七年十一月十三日にフランス、パリで発生したようなテロは、この分類のどれに該当するのか、または、どれにも該当しないのか、明らかにされたい。

十五 政府が「オールハザード」として列挙している事態、すなわち①自然災害、大規模な火事・事故等、②原子力災害、③新型インフルエンザ等、④武力攻撃事態について、平成二十七年十一月十三日にフランス、パリで発生したようなテロは、この分類のどれに該当するのか、または、どれにも該当しないのか、明らかにされたい。

十六 政府が「オールハザード」として列挙している事態、すなわち①自然災害、大規模な火事・事故等、②原子力災害、③新型インフルエンザ等、④武力攻撃事態について、平成二十七年十一月十三日にフランス、パリで発生したようなテロは、この分類のどれに該当するのか、または、どれにも該当しないのか、明らかにされたい。

十七 政府が「オールハザード」として列挙している事態、すなわち①自然災害、大規模な火事・事故等、②原子力災害、③新型インフルエンザ等、④武力攻撃事態について、平成二十七年十一月十三日にフランス、パリで発生したようなテロは、この分類のどれに該当するのか、または、どれにも該当しないのか、明らかにされたい。

十八 政府が「オールハザード」として列挙している事態、すなわち①自然災害、大規模な火事・事故等、②原子力災害、③新型インフルエンザ等、④武力攻撃事態について、平成二十七年十一月十三日にフランス、パリで発生したようなテロは、この分類のどれに該当するのか、または、どれにも該当しないのか、明らかにされたい。

十九 お尋ねについては、災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十六号)により、我が国への石油の供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合においても国家備蓄石油を譲り渡し、又は貸し付けることができるとしたところである。あわせて、同法により、我が国における災害の発生により特定の地域への石油の供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合においても国家備蓄石油を譲り渡し、又は貸し付けることができるとしたところである。あわせて、同法により、我が国における災害の発生により特定の地域への石油の供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合においても当該地域への石油の安定的な供給を確保するための石油精製業者等相互間の連携に関する制度を創設したところである。

二十 また、平成二十四年度から、国家備蓄石油のうち石油製品について、その種類、それぞれの備蓄量及び蔵置の場所を拡充してきたところであります。

二十一 お尋ねのようないい事例については、個別具体的には把握しておらず、お答えすることは困難で

二十二 取りまとめた「防災対策推進検討会議最終報告書」について

二十三 政府としては、中央防災会議防災対策推進検討会議が平成二十四年三月に取りまとめた「防災対策推進検討会議中間報告」及び同年七月に

ある。政府としては、災害対策基本法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百十四号)により、道路管理者が緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自らこれらの措置をとることができることとしたところである。

五について
自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十八条の二第一項の規定に基づく緊急災害対策本部と原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第二百五十六号)第十六条第一項の規定に基づく原子力災害対策本部をそれぞれ設置するところ、平成二十七年七月七日開催の中央防災会議において修正された防災基本計画において、警察機関、消防機関、海上保安部署及び自衛隊からなる実動組織の活動を含む災害対策が総合的かつ効率的に実施できるよう、新たに、両本部の情報収集、意思決定並びに指示及び調整を一元化することとしたところである。また、関係機関間の連携を強化するため、複合災害の発生を想定した訓練等を実施しているところである。

六について

御指摘の「東日本大震災において、当該罰則に基づき逮捕等がなされた」事例を網羅的に把握しているものではないが、例えば、平成二十五年一月に福島県警察において、災害対策基本法第六十三条第一項の規定に基づき市町村長が設定した警戒区域に許可なく立ち入った者を同法違反により逮捕した事例があると承知している。七及び八について
御指摘の「強い権限」の意味するところが必ず

しも明らかではないが、東日本大震災において、災害対策基本法第六十四条第一項及び第六十五条第一項に規定する市町村長の権限について、お尋ねの「実際に権限が行使された」事例の有無及び「権限が適正に行使されなかつた結果、何らかの実害等が発生した」事例の有無について、政府として承知していない。なお、消防庁が実施した消防防災・震災対策現況調査によると、東日本大震災を含めた災害全般について、①同法第六十四条第一項及び②同法第六十五条第一項に規定する権限を発動した回数は、平成二十一年度は、調査を実施していない岩手県、宮城県及び福島県を除き、全国でそれぞれ①二十四回、②二回、平成二十二年度は全国でそれぞれ①九回、②六回であると承知している。

九について
お尋ねの「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故後、物資の運搬を行う運転手等が放射線等による影響を懸念した結果、同原子力発電所を含む周辺地域等への物資の運搬等が円滑に行えなかつた」という事例」としては、例えば、平成二十五年二月に福島県郡山市が東日本大震災の記録を残すために作成した「東日本大震災郡山市の記録」に記載されている同県南相馬市の給油所への燃料配達を運送会社が拒否した事例などが挙げられ、当該事例においては、その後同市の消防団員や自衛隊員が運転手となつて配達することとなり、その配達に時間要としたところである。

このような事例の反省を踏まえ、災害時の燃料の安定供給に支障が出ないようマニュアルの策定等を進めるとともに、万一の原子力災害時の確実な物資の運搬が可能となるよう運転手における訓練や研修の充実などを図っているところである。

十及び十一について

震災関連死(東日本大震災による負傷の悪化等による死亡事案で、市町村により、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)に基づく災害弔慰金の支給対象と認められたもの(災害弔慰金の支給を受けるべき遺族の不存在等によりその支給が行われていないものと含む。)をいう。)については、復興庁において、平成二十四年三月末時点で把握されており、同年八月二十一日に「東日本大震災における死者の性別及び死亡時年齢、死亡時期、死亡原因等について一定の調査及び分析を行い、同年八月二十一日に「東日本大震災における震災関連死に関する報告」を公表したところである。なお、今後、同様の調査を行うことは予定していない。

また、御指摘の「各自治体ではらつきのある災害弔慰金の支給状況」の意味するところが必ずしも明らかではないが、同法第三条第一項の規定に基づき、市町村は、条例の定めるところにより、適切に災害弔慰金の支給を行つているものと承知している。

十二について
御指摘の「被災者の命や生活等を守るために早急に必要だと判断した法律及び「国会審議の結果実現できなかつたこと」の意味するところが必要しも明らかではなく、お答えすることは困難である。

十三について
お尋ねは、議員立法として提案されたものについての国会の運営に関する事項であり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

十四について
お尋ねの「政府が「オールハザード」として列挙している事態は、政府の危機管理組織の在り方に関する関係大臣会合において平成二十七年三月三十日に取りまとめた「政府の危機管理組織の在り方について(最終報告)」における「緊急事態」に関する記述を指すものと考えられるが、各緊急事態への該当性は個別の状況に応じて判断すべきものであり、お尋ねのような事例について、一概にお答えすることは困難である。

災害対策としての選挙制度の在り方等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十八年三月九日
参議院議長 山崎 正昭殿 蓮舫

災害対策としての選挙制度の在り方等に関する質問主意書
一 中央防災会議に平成二十三年に設置された防災対策推進検討会議において、選挙制度の見直しが検討されたか。

二 東日本大震災後、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二号)の成立により、平成二十三年四月に予定されていた統一地方選挙(以下「統一地方選挙」という。)が延期されたところ、仮に、統一地方選挙の投票日が平成二十三年三月十二日であつた場合、政府はどうのに対処したか。

三 仮に、統一地方選挙の投票日が平成二十三年三月十一日であり、投票日に東日本大震災が発生していた場合、この選挙の効力について、政府の見解を示されたい。

四 東日本大震災の影響を考慮して統一地方選挙が延期されたことを踏まえ、その後現在にいたまでの間に、災害対策等を念頭に、選挙の実

施方法、実施時期等の見直しは検討されたか。検討されたとすればその内容等を明らかにされたい。

五 衆議院議員が死亡した場合における現行法上

かにされたい。なお、それぞれに期限等が定まっている場合は、これも明らかにされたい。

六 衆議院議員が死亡により欠けた場合、補欠選挙や繰上補充の実施以外に、新たに衆議院議員が選出されることはあるか。

七 仮に、首都直下地震の発生により衆議院議員が死亡し、地震の影響により当面の間補欠選挙や繰上補充の手続きを実施できない場合、どのように対処することが考えられるか。

八 仮に、首都直下地震の発生により衆議院議員の三分の二以上が死亡した場合、国会を召集できるか。また、開会中にそのような事態となつた場合における本会議を開会する方法について、政府の承知するところを明らかにされたい。

九 首都直下地震や南海トラフ地震のような大規模災害の発生によつても実施可能な選挙制度が検討されたことはあるか。なれば現時点において、今後検討する予定はあるか。

十 仮に、首都直下地震により国會議事堂が全壊等し、使用不能になった場合、現在の制度の下において、別の場所で国会を召集することはできるか。仮に不可能な場合は、法令等についてどのような改正が必要か。

十一 首都直下地震が発生した場合に、国會議事堂、衆参両院議員会館、衆参両院議員宿舎の被害想定、これに関連する耐震・免震措置等の状況について、政府の承知するところを明らかにされたい。

十二 現行憲法下において、衆議院議員の任期満了により閉会となつてゐるときに、内閣は参議

院の緊急集会を求めることができるか、という点についての、過去の検討状況及び過去の答弁等を全て明らかにされたい。

右質問する。

平成二十八年三月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員蓮舫君提出災害対策としての選挙制度の在り方等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員蓮舫君提出災害対策としての選挙制度の在り方等に関する質問に対する答弁書

一について
中央防災会議防災対策推進検討会議において、選挙制度の見直しは検討されていない。

二、「三及び七について
お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えを差し控えたい。

三、「三及び七について
お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えを差し控えたい。

四について
お尋ねの「災害対策等」及び「選挙の実施方法、実施時期等の見直し」の意味するところが必ずしも明らかではないが、大規模災害が発生した場合の対応については、個々のケースに応じて判断せざるを得ないものであり、これを一般的包括的に定めることについて政府として検討は行つていない。

五について
お尋ねの「期限等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、衆議院小選挙区選出議員について、欠員を生じた旨の通知を受けた都道府県の選挙管理委員会は、選挙の期日を告示し、補欠選挙を行わせなければならないものとされたい。

六について
お尋ねの「新たに衆議院議員が選出される」との意味するところが必ずしも明らかではないが、衆議院議員が死亡により欠けた場合の欠員補充の手続については、公職選挙法上、五に

の直後の四月の第四日曜日に、(2)三月十六日からその年の九月十五日までにこれを行なうべき事由が生じた場合(③の場合を除く。)は当該期間の直後の十月の第四日曜日に、(3)参議院議員の任期が終わる年において三月十六日から参議院議員の任期が終わる日の五十四日前の日(その日後に国会が開会されていた場合は、当該通常選挙の期日の公示の日の直前の国会閉会の日)までにこれを行なうべき事由が生じた場合は当該通常選挙の期日に行なうものとされている。ただし、当選人と得票数が同じである者で当選人とならなかつたものがあるときは、議員が欠員となつた旨の通知を受けた選挙長は、当該通知を受けた日から二十日以内に選挙会を開き、その者の中から当選人を定める繰上補充を行ななければならぬものとされている。

また、衆議院比例代表選出議員については、当該議員に係る衆議院名簿の衆議院名簿登載者で当選人とならなかつたものがあるときは、議員が欠員となつた旨の通知を受けた選挙長は、当該通知を受けた日から二十日以内に選挙会を開き、その者の中から、その衆議院名簿における当選人となるべき順位に従い、当選人を定める繰上補充を行なわなければならぬものとされ

ている。ただし、当該議員に係る衆議院名簿の衆議院名簿登載者で当選人とならなかつたものがないとときは、繰上補充は行なれない。また、これにより議員の欠員の数が当選人の不足数を通じて当該選挙区における議員の定数の四分の一を超えるに至つたときは、中央選挙管理会は、選挙の期日を告示し、補欠選挙を行なせなければならぬものとされており、この場合における当該選挙を行なうべき事由が生じた時期と選挙期日の関係については、衆議院小選挙区選出議員の補欠選挙の場合と同様である。

なお、衆議院議員の補欠選挙は、その選挙を必要とするに至つた選挙についての公職選挙法

(昭和二十五年法律第百号)第二百四条又は第二百八条の規定による訴訟の出訴期間又は訴訟が係属している間は、行わないものとされている。

六について

お尋ねの「新たに衆議院議員が選出される」との意味するところが必ずしも明らかではないが、衆議院議員が死亡により欠けた場合の欠員補充の手続については、公職選挙法上、五について述べた補欠選挙及び繰上補充のみが定められている。

八について

日本国憲法及び国会法(昭和二十二年法律第七十九号)において、衆議院議員の人数は、国会を召集するための要件とはされていない。

また、お尋ねの本会議を開会する方法について、お尋ねの本会議を開会する方法について

お尋ねの「大規模災害の発生によつても実施可能な選挙制度」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

九について

お尋ねの件については、立法府に属する事柄であることから、政府としてお答えすることは

十について

日本国憲法及び国会法において、国会を国会議事堂において召集するものとする規定はない。

十一について

お尋ねの件については、立法府に属する事柄であることから、政府としてお答えすることは

十二について

御指摘の「過去の検討状況及び過去の答弁等」を網羅的にお答えすることは困難であるが、旧憲法調査会法(昭和三十一年法律第百四十号)第一条の規定により内閣に置かれた憲法調査会の昭和三十四年七月二十二日及び九月二十三日に

開催された第二委員会において、衆議院議員の任期満了による総選挙は、原則的には任期満了以前に行われるが、常会の会期が衆議院議員の任期満了によって終了するような場合には、総選挙は任期満了後に行われることになり、この場合に何らかの緊急事態が発生したときには、衆議院解散の場合と同じく、緊急集会的制度が必要なのではないかという指摘がされたことがあると承知している。

また、衆議院議員の任期満了による総選挙が行われた昭和五十一年には、内閣法務局において検討したことがあるが、結論を得るに至っていないものと承知している。

により、安定的な恒久財源を確保すること等とされていることを踏まえ、以下質問する。
 一 「安定的な恒久財源」について、「安定的」、「恒久」の定義をそれぞれお示し願いたい。
 二 財務省パンフレット「もつと知りたい税のこと」では、「所得税、法人税の税収は景気動向に左右されやすい」とされている。所得税、法人税は「安定的な恒久財源」にはなり得ないという理解でよいか。

三 歳入の点から、「安定的な恒久財源」となり得る税を例示願いたい。

右質問する。

平成二十八年三月十八日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議長 山崎 正昭殿

束ね法案に関する第三回質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年三月九日

吉川 沙織

軽減税率制度導入に必要な財源に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年三月九日

吉川 沙織

参議院議長 山崎 正昭殿

吉川 沙織

軽減税率制度導入に必要な財源に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年三月九日

吉川 沙織

一について

今国会に提出した所得税法等の一部を改正する法律案(以下「税制改正法案」という。)附則第

百七十条に規定する「安定的な恒久財源」とは、

「経済財政運営と改革の基本方針」(平成二十七年六月三十日閣議決定)における財政

健全化目標を堅持するとともに、社会保障と税

一体改革の原点に立つて、歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより確保さ

れる財源である。

二及び三について

消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、

税制改正法案附則第百七十条において、平成二

十八年度末までに歳入及び歳出における法制上

の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財

源を確保すること等としている。消費税の軽減

税率制度の財源については、現時点で具体的な措置内容が念頭にあるわけではなく、今後、歳入及び歳出両面にわたつて検討していくことと

していることから、お尋ねについてはお答えを差し控えたい。

束ね法案に関する第三回質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年三月九日

吉川 沙織

三 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律案を一本に束ねることなく、複数の法律案として提出した場合、どのような支障が生じるのか、具体的に示されたい。

四 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律案を一本に束ねることなく、複数の法律案で改正される。これを受け、また、先般提出した「束ね法案に関する第三回質問主意書」(第百九回国会質問第三三号)に対する答弁書(内閣参質一九〇第三三号)及び「束ね法案に関する再質問主意書」(第百九回国会質問第四九号)に対する答弁書(内閣参質一九〇第四九号)。以下「再答弁書」という。)を踏まえ、以下のとおり三度質問する。

一 第百三十一回国会に提出されたWTO設立協定の締結に伴う国内法整備法案は、「著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律」の一部を改正する法律案、「加工原料乳産業者補給金等暫定措置法」の一部を改正する法律案、「織糸價格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法」の一部を改正する法律案、「農産物價格安定法」の一部を改正する法律案、「特許法等の一部を改正する法律案」、「関税率法等の一部を改正する法律案」、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案」の七

法律案であつた。法案を束ねることなく、七法律案として提出した理由は何か。

二 協定締結に伴う国内法整備という点では同じであるにもかかわらず、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う国内法整備に関しては、複数の法律案を束ねて一本の法律案として提出したのはなぜか。WTO設立協定の締結時とどこがどう異なるのか、具体的に示されたい。

平成二十八年三月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員吉川沙織君提出束ね法案に関する第三回質問に対する答弁書

一から四までについて
先の答弁書(平成二十八年二月十二日内閣參質一九〇第三三号)二から四までについて、先の答弁書(平成二十八年二月二十三日内閣參質一九〇第四九号)三から五までについて及び参議院議員平野達男君提出予算と関連法案に関する質問に対する答弁書(平成二十九年二月二十二日内閣參質一六九第二八号)十一についてで述べたとおり、二つ以上の法律の改正を提案しようとする場合においては、一般に、法案に盛られた政策が統一的なものであり、その結果として法案の趣旨・目的が一つであると認められるときは、あるいは内容的に法案の条項が相互に関連して一つの体系を形作っていると認められるときは、一つの改正法案として提案することができると考へている。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案については、各改正事項のいずれも環太平洋パートナーシップ協定(以下「TPP協定」という。)の内容に対応するための措置であるという同一の趣旨・目的を有するものである。

また、同法律案のいずれの改正事項が欠けても、我が国として、TPP協定の締結のために必要な寄託者への通報を行う考へはない。

さらに、TPP協定については、政府は、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉とは異なり、内閣官房にTPP政府対策本部を設置し、同本部が、関係各省庁と連携しつつ、交渉等に

関する方針等の企画及び立案並びに総合調整を行うこととしており、それにより、政府一体となつて交渉に對応してきた。その際に、TPP協定の締結に必要な法律の改正に関する検討を行いながら交渉に對応し、合意に至つたものであります。

家庭用品品質表示法に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年三月九日

参議院議長 山崎 正昭殿

安井美沙子

したがつて、同法律案については、改正内容の全体像を一覧的にお示しし、国会において総合的・一体的に御審議いただくことが適当であるため、当該法律の改正について一つの改正法案として提案することとした。

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十八年二月二十三日内閣參質一九〇第四九号)三から五までについてで述べたとおり、御指摘の「内閣提出法律案の整理について」(昭和三十八年九月十三日閣議決定)は、常任委員会が同一であることを例示として、諸般の事情により、統合することが適当な法案は、統合して提出することとしているものであり、「唯一の例示」であるとして「尊重されるべき」との御指摘は当たらない。

六について

同法に基づく雑貨工業品品質表示規程(以下「表示規程」という。)で示された対象品目の中で、「かばん」、「革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した上衣、ズボン、スカート、ドレス、コート及びブルオーバー、カーディガンその他セーター」については、革であるか、合成皮革であるか、また革である場合はその材料の表示をすることになつていて。

しかし、革と同様に位置づけるべき毛皮(リアルファー、フェイクファー)については、表示の義務づけがなく対象外になつていて。近年においては、毛皮動物の家畜化により廉価な毛皮製品が市場に多く出回つており、消費者が手にする機会が多くなつていて。また、フェイクファー製品の技術も向上しており、リアルファーとの区別がつきにくくなつていて。こうした現状から、毛皮も革と同様に、品質表示をする必要性が高い製品であると考えられる。動物保護の観点から、リアルファーではなくフェイクファーを購入したい一般消費者もあり、消費者の選択の権利に資するということがその趣旨に逆行するとは考へていない。

平成二十八年三月十八日

参議院議長 山崎 正昭殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

右質問する。

三 平成二十六年六月二十四日に閣議決定された規制改革実施計画で示された家庭用品品質表示の見直しの議論における、毛皮の表示義務を規定することについての検討状況を示されたい。

業務界団体である日本毛皮協会も、消費者に適切に表示することが公正な競争にかなうとの立場から毛皮の表示義務に賛成していることを付記する。

一 家庭用品品質表示法に基づく表示規程に、「革又は合成皮革」の文言の記載があるが、「毛皮」の文言が入つてない理由について、政府の見解如何。

二 かつて毛皮は高級品であり、家庭用品には含まれないと認識もあつたが、現在は衣類、雑貨等に使われており普及している。法律の制定時と現在では状況が変わつていても関わらず、毛皮が表示規程の対象外となつていることに関する政府の見解如何。また、毛皮の表示義務の必要性についての政府の見解如何。

三 平成二十六年六月二十四日に閣議決定された規制改革実施計画で示された家庭用品品質表示の見直しの議論における、毛皮の表示義務を規定することについての検討状況を示されたい。

業務の必要性についての政府の見解如何。

二 平成二十八年三月十八日

参議院議長 山崎 正昭殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

表示法に関する質問に対する答弁書

参議院議員安井美沙子君提出家庭用品品質表示法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について

毛皮については、高級かつ嗜好的な製品であつて、家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四百四号)第二条第一項第一号に掲げる一般消費者が通常生活の用に供する繊維製品又は雑貨工業品に当たらないとの判断から、これまで、家庭用品品質表示法施行令(昭和三十七年政令第三百九十号)別表において定めておら

ず、表示の標準となるべき事項も定めていないところである。

なお、いわゆるフェイクファーを用いた製品のうち、同令別表第一号の繊維製品に該当するものについては、繊維の組成等を繊維製品品質表示規程(平成九年通商産業省告示第五百五十八号)に定める遵守事項に従つて表示することとされている。

二及び三について

消費者庁においては、これまで、「規制改革実施計画」(平成二十六年六月二十四日閣議決定)に基づき、一般社団法人日本毛皮協会を含む事業者団体等に対するアンケート調査、事業者団体等との意見交換等を通じて家庭用品品質表示法による規制に係る要望を把握し、一般消費者のニーズを踏まえつつ、指定品目及び表示内容の見直しについて検討を行ってきたところである。この検討過程において、毛皮について同法に基づき表示を義務付けるべきとする意見は見られなかつたことから、現時点においては、毛皮を同法第二条第一項の家庭用品として指定し、その表示の標準となるべき事項を定めることは考えていない。

自衛隊と米軍の共同計画等における自衛隊員の安全確保に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年三月十日

参議院議長 山崎 正昭殿 藤末 健三

自衛隊と米軍の共同計画等における自衛隊員の安全確保に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年三月十日

参議院議長 山崎 正昭殿 藤末 健三

「調整メカニズム」(ACM)を立ち上げ、運用を開始した。これは、日米同盟として対応する可能性があるあらゆる状況に切れ目のない形で実効的に対処することを目的とし、平時から日米間の様々なレベルでの協議を行うためとされている。また、政府は同時に、自衛隊及び米軍の共同計画を策定するための「共同計画策定メカニズム」(BPM)も設置した。

今後、両メカニズムを通じて、政府は、第百八十九回国会で成立した「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十六号)」及び「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成二十七年法律第七十七号)」に規定された内容も含め、日米間での防衛協力のための協議や計画策定を行うとされている。そこで以下質問する。

一、「同盟調整メカニズム」における調整の実績及び現在の運用状況を可能な範囲で明確にされたい。

二、「新ガイドライン」に明記されている同盟調整メカニズムの実効的な調整を確保するための「必要な手順及び基盤(施設及び情報通信システム)を含む。」とは何か。また、「定期的な訓練・演習」とはどのようなものか説明されたい。

三、前記二について、現在の「必要な手順及び基盤」の整備状況及び「定期的な訓練・演習」の実施状況を可能な範囲で明確にされたい。

四、「共同計画策定メカニズム」における現在の共同計画策定の状況を可能な範囲で明確にされたい。

合衆国の対応振りに関わるものであり、事柄の性質上、答弁することを差し控えたいが、例えば、平成二十七年度日米共同統合演習(指揮所演習)の中で同盟調整メカニズムについての演練を行つていて。

平成二十八年三月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出自衛隊と米軍の共同計画等における自衛隊員の安全確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平和安全法制における自衛隊員の安全確保に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年三月十日 参議院議長 山崎 正昭殿 藤末 健三

参議院議長 山崎 正昭殿

藤末 健三

平和安全法制における自衛隊員の安全確保に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年三月十日 参議院議長 山崎 正昭殿 藤末 健三

藤末 健三

お尋ねの「必要な手順及び基盤(施設及び情報通信システムを含む。)」とは、我が国とアメリカ合衆国とが調整を行うために必要な手順及び基盤であり、会議室、通信回線及び情報通信機器を含んでいる。また、お尋ねの「定期的な訓練・演習」とは、自衛隊と米軍との共同対処に当たつての同盟調整メカニズムを通じた連携や調整についての我が国及びアメリカ合衆国の定期的な訓練及び演習である。

二について

お尋ねの「必要な手順及び基盤(施設及び情報通信システムを含む。)」とは、我が国とアメリカ合衆国とが調整を行うために必要な手順及び基盤であり、会議室、通信回線及び情報通信機器を含んでいる。また、お尋ねの「定期的な訓練・演習」とは、自衛隊と米軍との共同対処に当たつての同盟調整メカニズムを通じた連携や調整についての我が国及びアメリカ合衆国の定期的な訓練及び演習である。

三について

御指摘の「手順及び基盤」の整備状況について

は、緊急事態等における我が国及びアメリカ合衆国の対応振りに関わるものであり、事柄の性質上、答弁することを差し控えたい。御指摘の「定期的な訓練・演習」の実施状況の詳細について

おきましても、これは、予想される危険に対し

合衆国の対応振りに關わるものであり、事柄の性質上、答弁することを差し控えたいが、例えれば、平成二十七年度日米共同統合演習(指揮所演習)の中で同盟調整メカニズムについての演練を行つていて。

保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うための、部隊等と外国の権限ある当局との間の連携及び協力が確保されると見込まれるというところでないと実施しないというような安全措置は盛り込んでおります。」との答弁を行つてはいる。本答弁について、以下質問する。

一 これらの自衛隊員の安全確保策については、今後、関連規則、訓令等により具体的な基準、指針等が示されることになるのか。
二 これらの自衛隊員の安全確保策は、平和安全法制の成立を受けて現在改定作業中とされる部隊行動基準(R.O.E.)にも規定されるのか。

右質問する。

平成二十八年三月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員藤末健三君提出平和安全法制における自衛隊員の安全確保策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出平和安全法制における自衛隊員の安全確保策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

することにより、今後の自衛隊の運用に支障を及ぼすことがあることから、お答えすることには差し控えたい。

自衛隊員のリスクについての政府統一見解に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年三月十日

参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員藤末 健三

自衛隊員のリスクについての政府統一見解に関する質問主意書

内閣官房が平成二十七年七月八日付で衆議院我

が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会に提出した政府統一見解「自衛隊員のリスク

新たな任務に伴う新しいリスクを自衛隊員に課すこととなる平和安全法制の運用開始が迫る中、海外に派遣される自衛隊員の安全に対する国民の関心が高まっていることから、自衛隊員のリスクについてでは、「我が国有事に加え、PKOや災害派遣など、これまでの任務においても、自衛隊員は、限界に近いリスクを負っている。法制の整備によって付与される新たな任務も、従来どおり、リスクがあるものである。そのため、法制の中でも、隊員のリスクを極小化するための措置を規定している。また、新たな任務が付与されれば、自衛隊員は、必要な専門知識を養い、厳しい訓練を行い、危険な任務遂行のリスクを、可能な限り軽減する。さらに、実際の派遣の際には、現地の実情に応じた、正確なリスク分析の下、入念な準備を行なう」とあるが、どのような訓練を行うのか。また、平成二十八年度予算政府案に、かかる訓練の経費は計上されているのか。

二 「自衛隊員は、必要な専門知識を養い」とあるが、どのように必要な専門知識を養うのか。
三 「自衛隊員は、(中略)厳しい訓練を行い、危険な任務遂行のリスクを、可能な限り軽減する」とあるが、どのような訓練を行うのか。また、平成二十八年度予算政府案に、かかる訓練の経費は計上されているのか。

四 「実際の派遣の際には、現地の実情に応じた、正確なリスク分析の下、入念な準備と安全確保対策を講じるとあるが、具体的にどのようなリスク分析や準備、安全確保対策を行うのか、明確にされたい。

右質問する。

平成二十八年三月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員藤末健三君提出自衛隊員のリスクについての政府統一見解に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出自衛隊員のリスクについての政府統一見解に関する質問に對する答弁書

参議院議員藤末健三君提出自衛隊員のリスクを確保するための措置に関する法律(平成二十六年法律第六十号)、以下「重要影響事態法」という。に基づく後方支援活動又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成二十七年法律第七十七号)、以下「国際平和協力支援活動法」という。に基づく協力支援活動の実施に際して、重要影響事態法第六条又は国際平和協力支援活動法第七条の規定により、防衛大臣は、自衛隊の部隊等が後方支援活動又は協力支援活動(以下「後方支援活動等」という。)を実施する協力支援活動法第七条の規定により、当該後方支援活動等を実施する区域(以下「実施区域」という。)を指定することとなる。

その上で、我が国の領域外における後方支援活動等の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、後方支援活動については、当該後方支援活動を実施している場所又はその近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該後方支援活動の実施を一時休止するなどして危険を回避することとされており、また、協力支援活動については、当該協力支援活動を実施してい

る場所若しくはその近傍において戦闘行為が行われるに至つた場合若しくは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合又は当該自衛隊の部隊等の安全を確保するため必要と認める場合には、当該協力支援活動の実施を一時休止し又は避難するなどして危険を回避することとされている。さらに、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が後方支援活動等を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならないこととされている。

また、防衛大臣は、国際平和協力支援活動法第九条の規定により、対応措置の実施に当たつては、その円滑かつ効果的な推進に努めることも、自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮しなければならないこととされている。

さらに、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)においては、国際平和協力本部長(内閣総理大臣)は、同法第十条の規定により、国際平和協力業務の実施に当たつては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、国際平和協力隊の隊員の安全の確保に配慮しなければならないことを規定するなど、安全確保に係る規定を設けてい る。

二について

一般論として申し上げれば、自衛隊では、職種、職域等に応じて、各自衛隊の教育部隊や学校において隊員に対する教育訓練を行つてゐるところであり、かかる教育訓練において新たな任務を適切に遂行できるよう必要な知識及び技能を隊員に修得させることとなる。

三について

現時点において、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一

部を改正する法律(平成二十七年法律第七十六号)による改正後の自衛隊法(昭和二十九年法律第一百六十五号)その他の法律及び国際平和協力支援活動法に基づく新たな任務に係る訓練の具体的な方針は決まっていないが、必要に応じ、平成二十八年度予算に計上している訓練関連経費を活用して、与えられた任務を適切に遂行できるよう所要の準備を進めてまいりたいと考えている。

四について

従来から、自衛隊の実際の派遣の際には、活動地域について十分な情報収集を行い、十分な自己防護用の装備を整え、これらの活動に従事する自衛隊員を対象として現地の状況や活動の内容を想定した実践的な教育訓練等を行つた上で、現地の社会的・文化的慣習を尊重し、地域住民との良好な関係の構築及び維持に努めることにより、自衛隊員が安全に活動できる環境を確保しつつ派遣を行つてきており、新たな任務が付与される際にもこれらの準備等を実施することになるものと考えている。

また、自衛隊の活動に従事する自衛隊員には、その活動に伴うリスクが存在するものと考えるが、それはその従事する活動の内容や状況により異なるものであり、お尋ねの「リスク分析」の具体的な内容について、一概にお答えすることは困難である。

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十日
郵便物認可

平成二十八年三月二十三日 参議院会議録第十四号

発行所
二東京一 獨立番五都港 行政法人國立 印刷局
虎ノ門二丁目 八四四五 五〇五五 一八八二
電話
03 (3587) 4294
定価
本号一部 (本体 二二〇六円